

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成21年 1 月15日
【計算期間】	第20期（自 平成20年 4 月16日 至 平成20年10月15日）
【ファンド名】	ドイチェ・日本株式ファンド（トピックス連動型）
【発行者名】	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 関崎 司
【本店の所在の場所】	東京都千代田区永田町二丁目11番1号 山王パークタワー
【事務連絡者氏名】	藤原 規晃
【連絡場所】	東京都千代田区永田町二丁目11番1号 山王パークタワー
【電話番号】	03(5156)5000
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

信託金の限度額

2,000億円を限度とします。

ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

基本的性格

当ファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。

< 商品分類表 >

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	独立区分	補足分類
単位型投信	国内	株式	MMF MRF ETF	インデックス型
追加型投信	海外	債券		特殊型
	内外	不動産投信 その他資産（ ） 資産複合		

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

< 商品分類の定義について >

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく定義は以下の通りです。

1. 「単位型投信・追加型投信」の区分のうち、「追加型投信」とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
2. 「投資対象地域」の区分のうち、「国内」とは、目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
3. 「投資対象資産（収益の源泉）」の区分のうち、「株式」とは、目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
4. 「補足分類」の区分のうち、「インデックス型」とは、目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

なお、上記は当ファンドに該当する分類について記載したものです。上記以外の商品分類の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

< 属性区分表 >

投資対象資産	決算 頻度	投資対象 地域	投資 形態	為替 ヘッジ	対象イン デックス	特殊型
株式 一般	年 1 回	グローバル	ファミリー ファンド	あり ()	日経225	ブル・ ベア型
大型株 中小型株		日本				
債券 一般		北米				
公債		欧州				
社債	年 2 回	アジア	ファンド ・オブ・ ファンズ	なし	TOPIX	条件付 運用型
その他債券	年 4 回	オセアニア				
クレジット属性()	年 6 回 (隔月)	中南米				
不動産投信	年 12 回 (毎月)	アフリカ				
その他資産 ()	日々	中近東(中東)	ファンド ・オブ・ ファンズ	なし	その他 ()	ロング・ ショート型? 絶対収益 追求型
資産複合()	その他 ()	エマージング				
資産配分固定型 資産配分変更型						その他 ()

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

< 属性区分の定義について >

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく定義は以下の通りです。

1. 「投資対象資産」の区分のうち、「株式 一般」とは、大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいいます。
2. 「決算頻度」の区分のうち、「年2回」とは、目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
3. 「投資対象地域」の区分のうち、「日本」とは、目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
4. 「対象インデックス」の区分のうち、「TOPIX」とは、対象インデックスをTOPIXとするものをいいます。

なお、上記は当ファンドに該当する属性について記載したものです。上記以外の属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

ファンドの特色

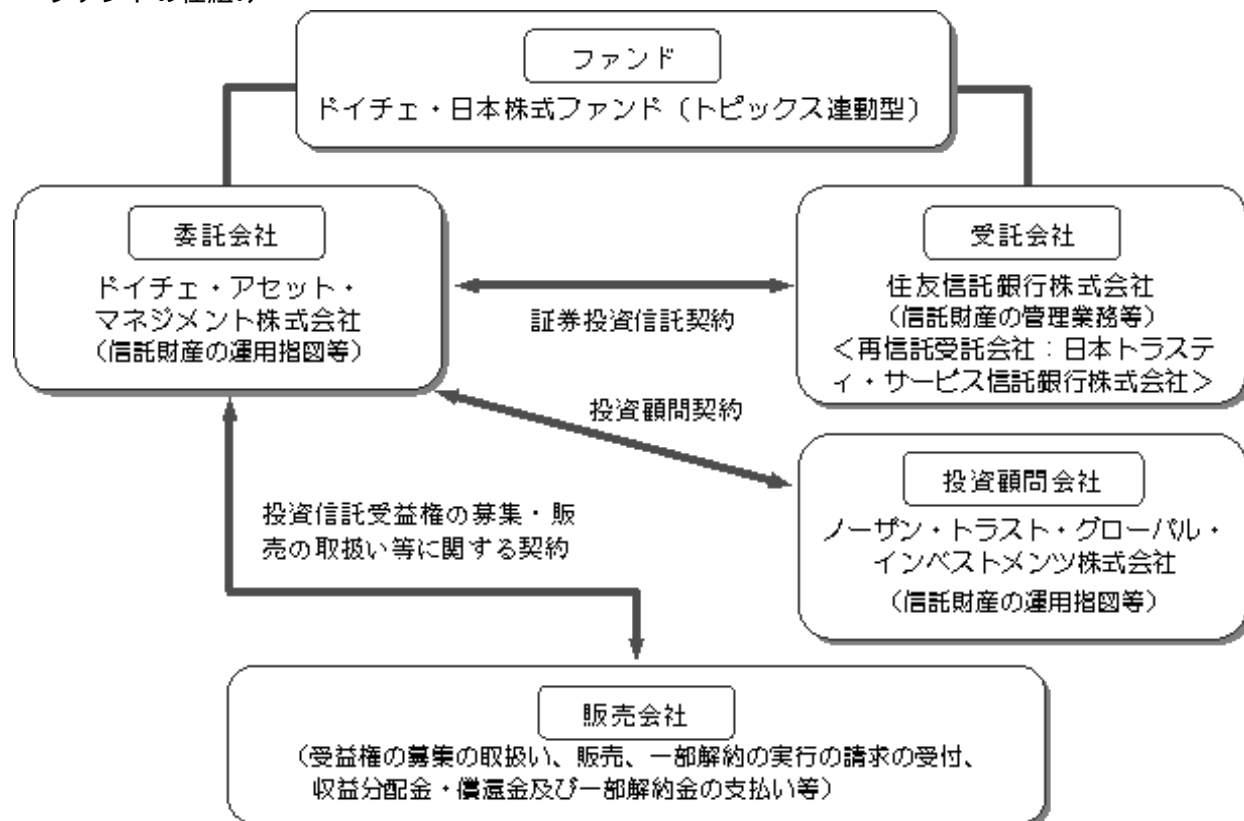
1. 東証一部上場の株式に投資し、T O P I X（東証株価指数）に連動した投資成果を目指すインデックス・ファンドです。

T O P I X（東証株価指数）は株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は、東証が有しています。東証は、T O P I Xの算出もしくは公表の方法の変更、T O P I Xの算出もしくは公表の停止またはT O P I Xの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しております。

2. 運用にあたっては、ノーザン・トラスト・グローバル・インベストメンツ株式会社に運用指図の権限を委託します。

(2)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



委託会社及びファンドの関係法人

委託会社及びファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割は次の通りです。

(a) ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社（「委託会社」）

当ファンドの委託会社として、信託財産の運用指図、受託会社との信託契約の締結、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

(b) 住友信託銀行株式会社（「受託会社」）

（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

委託会社との間で「証券投資信託契約」を締結し、これに基づき、当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理、基準価額の計算、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指図等を行います。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

(c) 「販売会社」

委託会社との間で「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」を締結し、これに基づき、当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い等を行います。

(d) ノーザン・トラスト・グローバル・インベストメンツ株式会社（「投資顧問会社」）

委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、当ファンドの信託財産の運用指図等を行います。

委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

委託会社の概況

(a) 資本金の額(2008年11月末日現在)

2,328百万円

(b) 沿革

1985年	モルガン グレンフェル インターナショナル アセット マネジメント（株）設立
1987年	投資顧問業登録、投資一任業務認可取得

- 1990年 ドイツ銀投資顧問（株）と合併し、ディービー モルガン グレンフェル アセット マネジメント（株）に社名を変更
- 1995年 ディービー モルガン グレンフェル投信投資顧問（株）に社名を変更
証券投資信託委託会社免許取得
- 1996年 ドイチェ・モルガン・グレンフェル投信投資顧問（株）に社名を変更
- 1999年 バンカース・トラスト投信投資顧問（株）と合併し、ドイチェ・アセット・マネジメント（株）に社名を変更
- 2002年 チューリッヒ・スカダー投資顧問（株）と合併
- 2005年 ドイチェ・アセット・マネジメント（株）とドイチェ信託銀行（株）の資産運用サービス業務を統合
資産運用部門はドイチェ・アセット・マネジメント（株）に一本化

(c) 大株主の状況(2008年11月末日現在)

名称： ドイチェ・アジア・パシフィック・ホールディングス・ピーティーイー・リミテッド

住所： シンガポール 048583 ワン ラフルズ クウェイ #17-10

所有株式： 46,560株

所有比率： 100%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

基本方針

当ファンドは、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

運用方法

(a) 投資対象

東証一部上場の株式を主要投資対象とします。

(b) 投資態度

- 1) 主に、東証一部上場の株式に積極的に分散投資を行うことによって、長期的な収益の向上を目指します。
- 2) T O P I X（東証株価指数）に連動した投資成果を目指します。
- 3) 実質的な株式の組入れ率を高位に保つことを基本としますが、市況動向・資金動向などによってはコール・ローン等による現金運用部分を増加させることがあります。
- 4) 株式以外の資産への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- 5) ただし、市況動向や資金動向などによっては、上記の運用ができない場合があります。
- 6) 信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、外国為替予約、有価証券の貸付、信用取引、公社債の空売り、公社債の借入れ及び資金の借入れを行うことがあります。

(2) 【投資対象】

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1. から7. までの証券の性質を有するもの
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
10. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
12. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り、）
13. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
15. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
16. 外国の者に対する権利で上記15. の有価証券の性質を有するもの
17. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
18. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、上記1. の証券または証書及び上記8. 並びに13. の証券または証書で上記1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記2. から5. までの証券及び上記8. 並びに13. の証券または証書のうち上記2. から5. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記9. の証券及び上記10. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

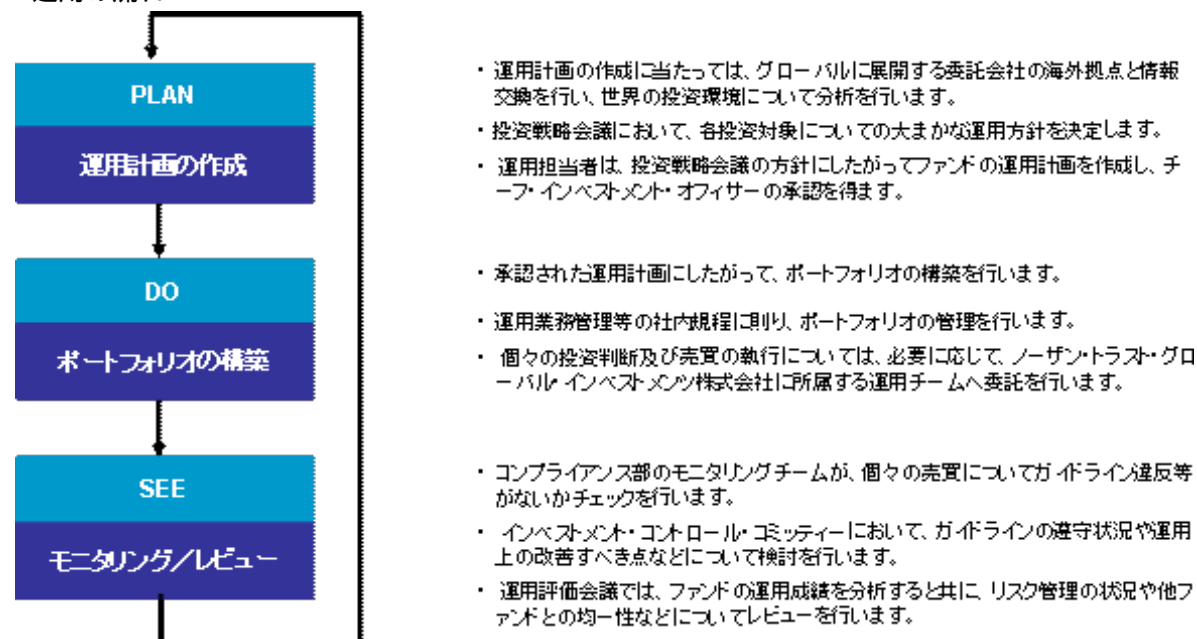
委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形
- 5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6．外国の者に対する権利で上記5．の権利の性質を有するもの

委託会社は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託会社の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託会社は信託金による有価証券その他の資産の取得を委託会社の関係会社から行うことを指図することができます。

上記 の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

< 運用の流れ >



< 内部管理及びファンドに係る意思決定を監督する組織 >

インベスメント・コントロール・コミッティーは、その活動内容等をエグゼクティブ・コミッティーに報告します。エグゼクティブ・コミッティーは代表取締役が議長を務め、委託会社の業務運営、リスク管理及び内部統制等に係る諸問題を把握し、取締役会決議事項については取締役会に対する諮問機関であるとともに、それ以外の事項については代表取締役が行う意思決定を補佐する機関としての役割を担います。さらに、コンプライアンス部は、運用部から独立した立場でガイドライン遵守状況及び利益相反取引等の検証を行います。また、独立したモニタリング活動として、すべての部門から独立した内部監査部が内部統制の有効性及び業務プロセスの効率性を検証し、経営陣に対して問題点の指摘、改善点の提案を行います。上記各組織については、その内部管理機能の有効性の観点から十分な人員を確保しております。

< 委託会社等によるファンドの関係法人に対する管理体制 >

当ファンドの受託会社に対する管理については、証券投資信託契約に基づく受託会社としての業務の適切な遂行及び全体的なサービスレベルを委託会社の業務部においてモニターしております。

当ファンドの運用指図の委託先に対しては、運用委託に関する社内規程に基づき運用委託先を管理します。委託会社は、資産運用能力（運用パフォーマンス実績）、信用力、リスク管理能力（運用ガイドラインの遵守状況含む。）及び内部統制の状況（または内部監査の実施状況）の観点から、定期的に運用委託先を定量的・定性的に評価します。評価結果はインベスメント・コントロール・コミッティーに報告され、同コミッティーは評価結果を踏まえて運用委託先の契約継続の可否等を検討します。また重要な契約違反、エラーまたは問題点などが判明した場合、直ちに運用委託先に報告及び是正を求めるものとします。

（注）運用体制は、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

年2回の毎決算時(毎年4月、10月の各15日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収入と売買益等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

(5)【投資制限】

< 信託約款で定める投資制限 >

a. 株式への投資制限

株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。

b. 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

c. 投資する株式等の範囲

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

d. 投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

e. 信用取引の指図範囲

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

上記の信用取引の指図は、当該売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

f. 公社債の空売りの指図範囲

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

上記の売り付けの指図は、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

g. 公社債の借入れ

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

上記の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。

上記の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

h. 先物取引等の運用指図

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）及び有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）並びに外国の取引所におけるこれらの取引の類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引並びに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

い. スワップ取引の運用指図

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した額で評価するものとします。

委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ろ. 金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

こ. 有価証券の貸付の指図及び範囲

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

上記に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託会社は、有価証券の貸付にあたり担保の受入れが必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

け. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

こ. 外国為替予約の指図及び範囲

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

上記の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

上記の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図するものとします。

n. 資金の借入れ

委託会社は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

上記の資金借入額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内。
2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内。
3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内。

上記の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

< 法令で定める投資制限 >

同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、次のa.の数がb.の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

a. 委託会社が運用の指図を行うすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

b. 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3 【投資リスク】

(1) 当ファンドの主なリスク及び留意点

当ファンドは、株式などの値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。当ファンドに生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属することとなります。当ファンドの基準価額は、主に以下のリスクにより変動し、損失を生じるおそれがあります。

株価変動リスク

当ファンドは主に株式に投資しますので、ファンドの基準価額は組入れている株式の価格変動の影響を受けます。株式の価格は政治経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。また、株式の発行者に経営不振もしくは債務不履行等が生じた場合、またはそれらが予想される局面となった場合には、当該株式の価格は大きく下落することがあります（価格がゼロになることもあります。）。このような場合には、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

信用リスク

投資した株式について、発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は価格下落要因のひとつであり、これによりファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

ベンチマークからの乖離リスク

当ファンドは、T O P I X に連動した投資成果を目指して運用を行いますが、主に資金の流出入と、実際に株式を売買する間の時間の差、株式売買委託手数料や信託報酬等の負担によって、基準価額がベンチマークから乖離することがあります。このため、T O P I X が下落した場合には、基準価額がT O P I X よりも大きく下落し、より大きな損失を被ることがあります。

ファンドの資金流出入に伴うリスク

当ファンドの追加設定（ファンドへの資金流入）及び一部解約（ファンドからの資金流出）による資金の流出入に伴い、基準価額が影響を受ける場合があります。大量の追加設定があった場合、原則として迅速に有価証券の組入れを行いますが、買付け予定銘柄によっては流動性などの観点から買付け終了までに時間がかかることがあります。同様に大量の解約があった場合にも解約資金を手当てするため保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によって、基準価額が大きく変動する可能性があります。

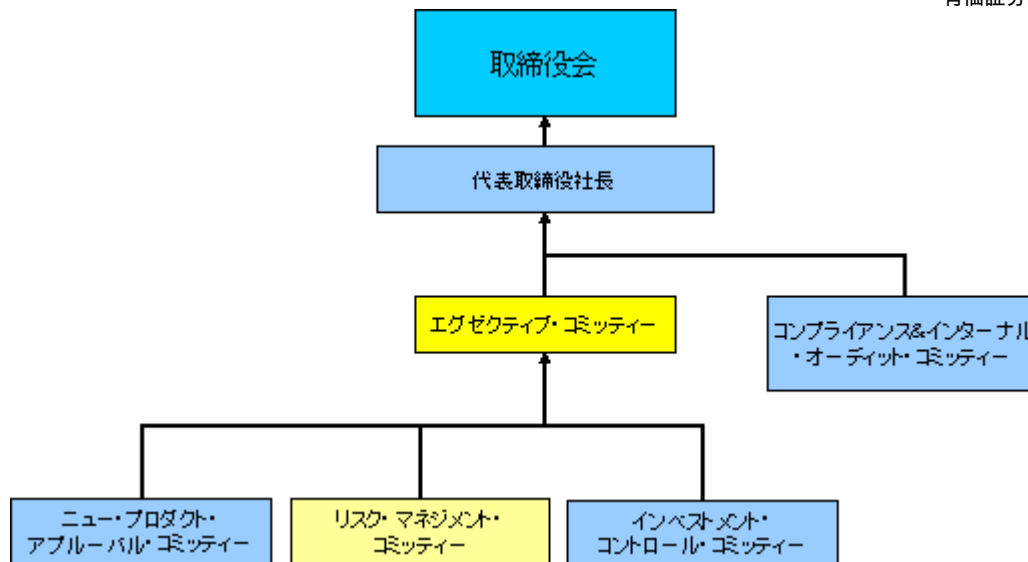
その他の留意点

- ・当ファンドは、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等に必要な手続等を経て繰上償還されることがあります。
- ・当ファンドの資産規模によっては、運用方針に基づく運用が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。
- ・法令・税制・会計制度等は今後変更される可能性もあります。
- ・資金動向、市況動向その他の要因により、運用の基本方針にしたがった運用ができない場合があります。
- ・委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、取得申込み・解約請求の受付を中止すること及び既に受付けた取得申込み・解約請求の受付を取り消すことができます。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社のリスク管理体制は以下の通りです。

リスク管理体制について



各コミッティー等の概要

エグゼクティブ・コミッティー

- ・業務運営、リスク管理及び内部統制等に係る諸問題を把握し、取締役会決議事項については取締役会に対する諮問機関であるとともに、それ以外の事項については、代表取締役が行う意思決定を補佐する機関としての役割を担います。
- ・毎月開催

リスク・マネジメント・コミッティー

- ・リスク管理（主として自己勘定及び委託会社全体に係るリスク）及び内部統制に係る事項について決議する機関です。
- ・毎月開催

インベストメント・コントロール・コミッティー

- ・顧客勘定における運用リスクに係る諸問題等を把握し、意思決定を行う決議機関です。
- ・毎月開催

ニュー・プロダクト・アプルーバル・コミッティー

- ・新商品の導入及び新規顧客口座開設にあたり、付随する諸問題等を導入前に検討し、導入の承認を決議する機関です。また、本コミッティーは、既存の商品及び取引等の変更についても、同様に検討し、当該変更について承認するものとします。
- ・随時開催

コンプライアンス&インターナル・オーディット・コミッティー

- ・法務、コンプライアンス及び監査に係る諸問題等（役職員の表彰・懲戒に係る事項を含む。）を把握し、必要な意思決定を行う決議機関です。
- ・3ヵ月毎に開催

コンプライアンス部

- ・法令及び諸規則の遵守状況・運用業務等の適正な執行の管理を行います。
- ・違反等の是正・改善及び未然防止のための助言、チェック、取締役会への報告を行います。
- ・資産運用は、運用部による内部管理のほかに、コンプライアンス部・モニタリングチームが顧客投資ガイドラインの遵守等、運用部から独立した立場で以下の項目をチェックします。
 - ・運用ガイドラインのモニター
 - ・取引の妥当性のチェック

- ・ 利益相反取引のチェック

監査部

- ・ 監査部は、内部監査の立案、実施等を行い、委託会社における内部管理態勢、リスク管理態勢の適切性、有効性の検証を行います。

(注)投資リスクに対する管理体制は、今後変更となる場合があります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に2.1%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・フリーダイヤル 0120-442-785（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料とします。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金（解約）に係る手数料はありません。

ただし、換金（解約）時に、一部解約の実行の請求を受付けた日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.3%を乗じて得た額）が差し引かれます。

「信託財産留保額」とは、引続き受益権を保有する受益者と解約者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.7875%（税抜0.75%）を乗じて得た額とし、その配分は以下の通りとします。

（年率）			
委託会社	販売会社	受託会社	合計
0.3570%	0.3570%	0.0735%	0.7875%
（税抜0.34%）	（税抜0.34%）	（税抜0.07%）	（税抜0.75%）

（注）委託会社及び受託会社の報酬は、ファンドから支払われます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行うファンドの募集の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支払われた後、委託会社より販売会社に対して支払われます。

信託報酬並びに当該信託報酬に係る消費税及び地方消費税に相当する額（以下「消費税等相当額」といいます。）は、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。

当ファンドの運用指図の権限を委託するノーザン・トラスト・グローバル・インベストメンツ株式会社への投資顧問報酬（年率0.17%以内）は、委託会社の信託報酬の中に含まれていますので、信託財産中からの直接的な支弁は行いません。

(4) 【その他の手数料等】

当ファンドは、以下の費用を受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。）及び受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

委託会社は、上記に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁

を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

上記 において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は信託財産の規模等を考慮して、期中に、あらかじめ委託会社が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

上記 において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了の時に信託財産から支弁します。

なお、有価証券届出書提出日現在、上記 により定める上限は、信託財産の純資産総額に年率0.10%を乗じて得た金額とします。

信託財産における組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の証券取引に伴う手数料・税金は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料等に係る消費税等相当額、資産を外国で保管する場合の費用及び先物取引・オプション取引等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

(5)【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下の取扱いとなります。

個別元本方式について

追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料及び申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については下記「収益分配金について」を参照下さい。）

収益分配金について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、（ ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、（ ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

課税の取扱いについて

以下の内容は平成20年11月末日現在施行されている税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には内容が変更されることがあります。

a. 個人の受益者に対する課税

収益分配金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として、20%（所得税15%及び地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用があります。）または申告分離課税を選択することもできます。

ただし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は特例措置として、10%（所得税7%及び地方税3%）の税率による源泉徴収となります。

なお、上場株式等の配当等を含めた年間の配当所得の合計額（年間の支払金額が1万円以下の銘柄に係るものを除きます。）が100万円を超えると、確定申告が必要となります。その際、申告分離課税を選択した場合に

は、100万円以下の部分については10%（所得税7%及び地方税3%）、100万円を超える部分については20%（所得税15%及び地方税5%）の税率となります。

一部解約金、償還金の取扱い

一部解約時及び償還時の差益については譲渡所得となり、原則として、20%（所得税15%及び地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

ただし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は特例措置として、上場株式等を含めた年間の譲渡所得等の合計額が500万円以下の部分については10%（所得税7%及び地方税3%）、500万円を超える部分については20%（所得税15%及び地方税5%）の税率となります。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金には課税されません。

b. 法人の受益者に対する課税

<平成21年3月31日まで>

収益分配金、一部解約金、償還金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、7%（所得税のみ）の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。

<平成21年4月1日以降>

収益分配金、一部解約金、償還金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、15%（所得税のみ）の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金には課税されません。なお、原則として益金不算入制度の適用が可能です。

（注1）上記のほか、販売会社によっては、受益権を買い取る場合があります。買取請求時の課税の取扱いについて、詳しくは販売会社にお問合せ下さい。

（注2）課税上の取扱いの詳細については、税務専門家または税務署にご確認下さい。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成20年11月28日現在)

資産の種類	地域別(国名)	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	2,376,685,504	95.50
コール・ローン・その他の資産 (負債控除後)	-	111,946,228	4.50
合計(純資産総額)	-	2,488,631,732	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

< 評価額上位30銘柄 >

(平成20年11月28日現在)

国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量 (株数)	簿価単価 評価単価 (円)	簿価金額 評価金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	28,900	3,652.65 3,000.00	105,561,644 86,700,000	3.48
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	122,300	819.26 521.00	100,196,352 63,718,300	2.56
日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	101	409,000.00 415,000.00	41,309,000 41,915,000	1.68
日本	株式	東京電力	電気・ガス業	14,200	2,499.87 2,835.00	35,498,238 40,257,000	1.62
日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	19,200	2,357.64 2,085.00	45,266,718 40,032,000	1.61
日本	株式	武田薬品工業	医薬品	8,600	4,947.95 4,610.00	42,552,407 39,646,000	1.59
日本	株式	キヤノン	電気機器	13,100	3,420.62 2,825.00	44,810,236 37,007,500	1.49
日本	株式	任天堂	その他製品	1,200	38,550.00 29,620.00	46,260,000 35,544,000	1.43
日本	株式	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	情報・通信業	217	150,431.17 158,300.00	32,643,565 34,351,100	1.38
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	94	615,939.17 345,000.00	57,898,282 32,430,000	1.30
日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	125	393,000.00 248,000.00	49,125,000 31,000,000	1.25
日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	42	710,721.23 735,000.00	29,850,292 30,870,000	1.24
日本	株式	パナソニック	電気機器	24,000	1,574.00 1,144.00	37,776,000 27,456,000	1.10
日本	株式	関西電力	電気・ガス業	9,400	2,162.46 2,585.00	20,327,210 24,299,000	0.98
日本	株式	セブン＆アイ・ホールディングス	小売業	8,900	2,684.35 2,700.00	23,890,759 24,030,000	0.97
日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	9,600	3,529.19 2,315.00	33,880,292 22,224,000	0.89
日本	株式	ソニー	電気機器	11,900	2,665.00 1,843.00	31,713,500 21,931,700	0.88
日本	株式	KDDI	情報・通信業	35	546,692.94 620,000.00	19,134,253 21,700,000	0.87
日本	株式	三菱地所	不動産業	15,000	1,954.00 1,420.00	29,310,000 21,300,000	0.86
日本	株式	アステラス製薬	医薬品	5,300	4,055.79 3,890.00	21,495,712 20,617,000	0.83

日本	株式	中部電力	電気・ガス業	7,700	2,216.65 2,625.00	17,068,222 20,212,500	0.81
日本	株式	三菱商事	卸売業	16,600	1,971.68 1,185.00	32,730,010 19,671,000	0.79
日本	株式	日本たばこ産業	食料品	55	357,000.00 350,000.00	19,635,000 19,250,000	0.77
日本	株式	新日本製鐵	鉄鋼	63,000	329.60 297.00	20,765,240 18,711,000	0.75
日本	株式	日立製作所	電気機器	38,000	587.08 441.00	22,309,184 16,758,000	0.67
日本	株式	花王	化学	6,000	2,565.00 2,730.00	15,390,000 16,380,000	0.66
日本	株式	野村ホールディングス	証券、商品先物取引業	23,500	1,397.43 688.00	32,839,642 16,168,000	0.65
日本	株式	三井物産	卸売業	19,000	1,168.70 846.00	22,205,420 16,074,000	0.65
日本	株式	三菱重工業	機械	41,000	388.57 387.00	15,931,629 15,867,000	0.64
日本	株式	東海旅客鉄道	陸運業	19	850,000.00 808,000.00	16,150,000 15,352,000	0.62

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

< 種類別及び業種別投資比率 >

(平成20年11月28日現在)

(平成26年11月20日現在)			
種類	国内/外国	業種	投資比率(%)
株式	国内	水産・農林業	0.11
		鉱業	0.35
		建設業	1.98
		食料品	3.63
		繊維製品	0.89
		パルプ・紙	0.48
		化学	5.28
		医薬品	4.98
		石油・石炭製品	0.67
		ゴム製品	0.68
		ガラス・土石製品	0.92
		鉄鋼	2.38
		非鉄金属	0.96
		金属製品	0.58
		機械	3.80
		電気機器	11.15
		輸送用機器	7.64
		精密機器	1.14
		その他製品	2.52
		電気・ガス業	6.63
		陸運業	4.70
		海運業	0.61
		空運業	0.62
		倉庫・運輸関連業	0.29
		情報・通信業	6.35
		卸売業	3.80
		小売業	3.93
		銀行業	9.72
		証券、商品先物取引業	1.33
		保険業	2.46
		その他金融業	0.85
		不動産業	2.32
		サービス業	1.73
		小計	95.50
合計			95.50

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類別及び業種別の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

計算期間末 または各月末	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第1期 (平成11年 4月15日)	777	781	1.1578	1.1628
第2期 (平成11年10月15日)	1,014	1,018	1.3015	1.3065
第3期 (平成12年 4月17日)	1,290	1,295	1.3099	1.3149
第4期 (平成12年10月16日)	2,897	2,897	1.2266	1.2266
第5期 (平成13年 4月16日)	4,738	4,738	1.0955	1.0955
第6期 (平成13年10月15日)	6,049	6,049	0.9073	0.9073
第7期 (平成14年 4月15日)	6,613	6,613	0.9044	0.9044
第8期 (平成14年10月15日)	6,121	6,121	0.7444	0.7444
第9期 (平成15年 4月15日)	5,665	5,665	0.6682	0.6682
第10期 (平成15年10月15日)	8,592	8,592	0.9150	0.9150
第11期 (平成16年 4月15日)	8,287	8,287	1.0135	1.0135
第12期 (平成16年10月15日)	7,672	7,672	0.9372	0.9372
第13期 (平成17年 4月15日)	7,492	7,492	0.9758	0.9758
第14期 (平成17年10月17日)	7,644	7,644	1.1872	1.1872
第15期 (平成18年 4月17日)	23,653	23,734	1.4648	1.4698
第16期 (平成18年10月16日)	14,543	14,595	1.4036	1.4086
第17期 (平成19年 4月16日)	9,353	9,384	1.4745	1.4795
第18期 (平成19年10月15日)	5,239	5,258	1.4192	1.4242
第19期 (平成20年 4月15日)	3,812	3,830	1.0792	1.0842
第20期 (平成20年10月15日)	2,830	2,830	0.8259	0.8259
平成19年11月末日	4,766	-	1.3123	-
平成19年12月末日	4,565	-	1.2647	-
平成20年 1月末日	4,102	-	1.1534	-
平成20年 2月末日	4,019	-	1.1337	-
平成20年 3月末日	3,710	-	1.0484	-
平成20年 4月末日	4,138	-	1.1673	-
平成20年 5月末日	4,274	-	1.2088	-
平成20年 6月末日	3,995	-	1.1332	-

平成20年 7月末日	3,894	-	1.1183	-
平成20年 8月末日	3,734	-	1.0773	-
平成20年 9月末日	3,241	-	0.9406	-
平成20年10月末日	2,572	-	0.7485	-
平成20年11月末日	2,488	-	0.7210	-

(注) 純資産総額は百万円未満切捨て。

【分配の推移】

計算期間	計算期間末	1口当たりの分配金(円)
第1期	平成11年 4月15日	0.0050
第2期	平成11年10月15日	0.0050
第3期	平成12年 4月17日	0.0050
第4期	平成12年10月16日	0.0000
第5期	平成13年 4月16日	0.0000
第6期	平成13年10月15日	0.0000
第7期	平成14年 4月15日	0.0000
第8期	平成14年10月15日	0.0000
第9期	平成15年 4月15日	0.0000
第10期	平成15年10月15日	0.0000
第11期	平成16年 4月15日	0.0000
第12期	平成16年10月15日	0.0000
第13期	平成17年 4月15日	0.0000
第14期	平成17年10月17日	0.0000
第15期	平成18年 4月17日	0.0050
第16期	平成18年10月16日	0.0050
第17期	平成19年 4月16日	0.0050
第18期	平成19年10月15日	0.0050
第19期	平成20年 4月15日	0.0050
第20期	平成20年10月15日	0.0000

【収益率の推移】

計算期間	収益率(%)
第1期 (平成10年11月30日～平成11年 4月15日)	16.3
第2期 (平成11年 4月16日～平成11年10月15日)	12.8
第3期 (平成11年10月16日～平成12年 4月17日)	1.0
第4期 (平成12年 4月18日～平成12年10月16日)	6.4
第5期 (平成12年10月17日～平成13年 4月16日)	10.7
第6期 (平成13年 4月17日～平成13年10月15日)	17.2
第7期 (平成13年10月16日～平成14年 4月15日)	0.3
第8期 (平成14年 4月16日～平成14年10月15日)	17.7
第9期 (平成14年10月16日～平成15年 4月15日)	10.2
第10期 (平成15年 4月16日～平成15年10月15日)	36.9
第11期 (平成15年10月16日～平成16年 4月15日)	10.8
第12期 (平成16年 4月16日～平成16年10月15日)	7.5
第13期 (平成16年10月16日～平成17年 4月15日)	4.1
第14期 (平成17年 4月16日～平成17年10月17日)	21.7
第15期 (平成17年10月18日～平成18年 4月17日)	23.8
第16期 (平成18年 4月18日～平成18年10月16日)	3.8
第17期 (平成18年10月17日～平成19年 4月16日)	5.4
第18期 (平成19年 4月17日～平成19年10月15日)	3.4
第19期 (平成19年10月16日～平成20年 4月15日)	23.6
第20期 (平成20年 4月16日～平成20年10月15日)	23.5

(注) 収益率は、小数第2位を四捨五入しています。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成10年11月30日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

平成12年12月 1日 ファンド名称の変更（「BT日本株式ファンド（トピックス連動型）」より「ドイチェ・日本株式ファンド（トピックス連動型）」へ変更）

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

取得申込みの受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時（半日営業日は午前11時）までに取得申込みが行われ、かつ、当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

当ファンドは収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。当ファンドの取得申込者は、取得申込みをする際に、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースを申し出るものとします。ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込者は、当該販売会社との間「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約（以下「自動けいぞく投資契約」といいます。）を締結します。なお、収益分配金を再投資せず受取りを希望される場合は、販売会社によっては再投資の停止を申し出ることができます。詳しくは、販売会社までお問合せ下さい。

また、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が、別途、販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約等を取交わした場合、当該契約等で規定する取得申込みの方法によるものとします。

販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。なお、「定時定額購入サービス」等の取扱いの有無については、お申込みの販売会社にお問合せ下さい。

当ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

申込価額は、取得申込受付日の基準価額とします。ただし、自動けいぞく投資コースを選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。

基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

申込単位は、販売会社が定める単位とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。申込単位の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に2.1%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料とします。

申込代金については、原則として取得申込受付日から起算して4営業日目までに販売会社に支払うものとします。なお、販売会社が別に定める方法により、上記の期日以前に申込代金をお支払いいただく場合があります。

取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消し等

- a. 信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託会社が判断する場合、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を制限または停止することができます。

- b. 委託会社は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止すること及び既に受付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

委託会社の照会先は、以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・フリーダイヤル 0120-442-785（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

2 【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に、一部解約の実行を請求することができます。一部解約の実行の請求の受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時（半日営業日は午前11時）までに一部解約の実行の請求が行われ、かつ、当該一部解約の実行の請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

当ファンドの一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

解約価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.3%を乗じて得た額）を差し引いた額とします。

解約価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

「信託財産留保額」とは、引続き受益権を保有する受益者と解約者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

解約単位は、販売会社が定める単位とします。解約単位の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

お手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限があります。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して4営業日目から販売会社の本・支店、営業所等にて支払われます。

委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること及び既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、上記に準じて計算された価額とします。

（注）上記のほか、販売会社によっては、受益権を買い取る場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

委託会社の照会先は、以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・フリーダイヤル 0120-442-785（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

第3 【管理及び運営】

1 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

< 基準価額の計算方法等について >

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入有価証券を除きます。）を法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

受益権1口当たりの純資産額が基準価額です。なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出されます。基準価額については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・ フリーダイヤル 0120-442-785（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

また、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、前日付の基準価額が掲載されます。（略称：日インデ）

< 運用資産の評価基準及び評価方法 >

株式	原則として、証券取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。
公社債等	法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがって、時価評価します。
外貨建資産	原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により評価します。
外国為替予約取引	原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

(2) 【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

信託契約締結日（平成10年11月30日）から無期限とします。

(4) 【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年4月16日から10月15日まで及び10月16日から翌年4月15日までとすることを原則とします。

上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

信託の終了

(イ) 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、及びこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、または運用体制の変更等のやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(ロ) 委託会社は、上記(イ)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ハ) 上記(ロ)の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(ニ) 上記(ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとき

は、上記(イ)の信託契約の解約をしません。

- (ホ) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ヘ) 上記(ハ)から(ホ)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(ハ)の一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

信託約款の変更

- (イ) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、上記(イ)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ハ) 上記(ロ)の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (ニ) 上記(ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(イ)の信託約款の変更をしません。
- (ホ) 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

関係法人との契約の更改等

(イ) 投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

当初の契約の有効期間は、1年間とします。ただし、期間満了3ヵ月前までに、委託会社及び販売会社いずれからも、何らの意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。また、委託会社または販売会社は、他方に対して書面による通知を3ヵ月前になすことにより当該契約を解約することができます。

(ロ) 投資顧問契約

3ヵ月以上前の書面による相手方への通知により、どちらの当事者も投資顧問契約を終了することができます。

運用報告書

委託会社は、法令に基づき当該信託財産の計算期間の末日毎及び信託終了時に期中の運用経過、組入有価証券の内容及び有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、これを販売会社を通じて知られたる受益者に交付します。

信託契約に関する監督官庁の命令

- (イ) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (ロ) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記 の規定にしたがいます。

委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- (イ) 委託会社が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (ロ) 上記(イ)の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、上記 の(ニ)に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

委託会社の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い

- (イ) 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡

することがあります。

- (ロ) 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い

- (イ) 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

- (ロ) 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託約款に関する疑義の取扱い

信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払いを決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までに、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払いを開始します。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドの償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、原則として信託終了日（信託終了日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払いを開始します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

(3) 受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて、一部解約を委託会社に請求する権利を有します。一部解約金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して4営業日目から受益者に支払われます。

(4) 反対者の買取請求権

前記「1 資産管理等の概要（5）その他」の「信託の終了」または「信託約款の変更」のうち、その内容が重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容及び買取請求の手続きに関する事項は、前記「1 資産管理等の概要（5）その他 信託の終了（ロ）」または「1 資産管理等の概要（5）その他 信託約款の変更（ロ）」に規定する公告または書面に付記します。

(5)帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、第19期計算期間（平成19年10月16日から平成20年4月15日まで）及び第20期計算期間（平成20年4月16日から平成20年10月15日まで）について、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドの計算期間は6ヶ月であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。

3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期計算期間（平成19年10月16日から平成20年4月15日まで）及び第20期計算期間（平成20年4月16日から平成20年10月15日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

ドイチェ・日本株式ファンド（トピックス連動型）

(1) 【貸借対照表】

（単位：円）

	第19期計算期間 （平成20年4月15日現在）	第20期計算期間 （平成20年10月15日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	128,013,719	101,614,987
株式	3,679,936,489	2,714,697,942
派生商品評価勘定	599,477	-
未収入金	-	16,616
未収配当金	34,793,938	28,210,903
未収利息	1,508	1,169
前払金	690,000	13,205,000
差入委託証拠金	7,680,000	5,940,000
流動資産合計	3,851,715,131	2,863,686,617
資産合計	3,851,715,131	2,863,686,617
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	631,192	16,170,822
未払収益分配金	17,665,206	-
未払解約金	3,401,077	592,574
未払受託者報酬	1,583,491	1,405,869
未払委託者報酬	15,382,445	13,656,934
その他未払費用	117,143	1,850,336
流動負債合計	38,780,554	33,676,535
負債合計	38,780,554	33,676,535
純資産の部		
元本等		
元本	3,533,041,310	3,426,514,455
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	279,893,267	596,504,373
（分配準備積立金）	595,514,930	580,268,007
元本等合計	3,812,934,577	2,830,010,082
純資産合計	3,812,934,577	2,830,010,082
負債純資産合計	3,851,715,131	2,863,686,617

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第19期計算期間 (自 平成19年10月16日 至 平成20年 4月15日)	第20期計算期間 (自 平成20年 4月16日 至 平成20年10月15日)
営業収益		
受取配当金	38,550,633	32,044,699
受取利息	260,495	216,211
有価証券売買等損益	1,204,393,205	866,771,229
派生商品取引等損益	32,606,645	19,219,069
その他収益	61,574	78,251
営業収益合計	1,198,127,148	853,651,137
営業費用		
受託者報酬	1,583,491	1,405,869
委託者報酬	15,382,445	13,656,934
その他費用	117,143	1,850,336
営業費用合計	17,083,079	16,913,139
営業損失（ ）	1,215,210,227	870,564,276
経常損失（ ）	1,215,210,227	870,564,276
当期純損失（ ）	1,215,210,227	870,564,276
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	45,063,106	3,026,632
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,547,751,279	279,893,267
剰余金増加額又は欠損金減少額	15,757,367	5,517,223
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	15,757,367	5,517,223
剰余金減少額又は欠損金増加額	95,803,052	14,377,219
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	95,803,052	14,377,219
分配金	17,665,206	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	279,893,267	596,504,373

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第19期計算期間 (自 平成19年10月16日 至 平成20年 4月15日)	第20期計算期間 (自 平成20年 4月16日 至 平成20年10月15日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式につきましては移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 計算期間の末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、日本証券業協会の公社債店頭売買参考統計値、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	株式につきましては移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 同左 (2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 同左 (3)時価が入手できなかった有価証券 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 先物取引については、個別法に基づき、取引所の発表する計算日の清算値段又は最終相場を用いております。	先物取引 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	第19期計算期間 (平成20年4月15日現在)	第20期計算期間 (平成20年10月15日現在)
1. 計算期間末日における受益権の総数	3,533,041,310口	3,426,514,455口
2. 元本の欠損	-	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は596,504,373円です。
3. 計算期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0792円 (10,792円)	0.8259円 (8,259円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第19期計算期間 (自 平成19年10月16日 至 平成20年 4月15日)	第20期計算期間 (自 平成20年 4月16日 至 平成20年10月15日)
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	純資産に対して年率0.17%以内の額	同左
2. 分配金の計算方法	計算期間末における費用控除後の配当等収益(21,718,916円)、収益調整金(1,522,975,881円)、分配準備積立金(591,461,220円)より分配対象収益は2,136,156,017円(1万口当たり6,046円)であり、うち17,665,206円(1万口当たり50円)を分配金額としております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(15,251,352円)、収益調整金(1,490,145,560円)、分配準備積立金(565,016,655円)より分配対象収益は2,070,413,567円(1万口当たり6,042円)でありませんが、今期は分配を行っておりません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第19期計算期間(平成20年4月15日現在)

種類	貸借対照表計上額(円)	計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
株式	3,679,936,489	1,178,278,693
合計	3,679,936,489	1,178,278,693

第20期計算期間(平成20年10月15日現在)

種類	貸借対照表計上額(円)	計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
株式	2,714,697,942	855,398,696
合計	2,714,697,942	855,398,696

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の状況に関する事項

項目	第19期計算期間 (自 平成19年10月16日 至 平成20年 4月15日)	第20期計算期間 (自 平成20年 4月16日 至 平成20年10月15日)
1. 取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であります。	同左
2. 取引に対する取組方針	デリバティブ取引は、有価証券の価格変動リスクの回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。	同左
3. 取引の利用目的	デリバティブ取引は、有価証券の価格変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。	同左
4. 取引に係るリスクの内容	株価指数先物取引に係る主要なリスクは、価格変動リスクであります。	同左
5. 取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が運用部門担当者の承認を得て行っております。	同左
6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

取引の時価等に関する事項

(株式関連)

区分	種類	第19期計算期間（平成20年4月15日現在）			
		契約額等		時価(円)	評価損益(円)
		(円)	うち1年 超(円)		
市場取引	株価指数先物取引 買建	150,270,000	-	150,300,000	30,000
	合計	150,270,000	-	150,300,000	30,000

区分	種類	第20期計算期間（平成20年10月15日現在）			
		契約額等		時価(円)	評価損益(円)
		(円)	うち1年 超(円)		
市場取引	株価指数先物取引 買建	121,005,000	-	104,885,000	16,120,000
	合計	121,005,000	-	104,885,000	16,120,000

(注) 時価の算定方法

1. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
2. 先物取引の評価においては、計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第19期計算期間 (平成20年4月15日現在)	第20期計算期間 (平成20年10月15日現在)
元本の推移		
期首元本額	3,692,158,044円	3,533,041,310円
期中追加設定元本額	71,867,102円	79,803,005円
期中一部解約元本額	230,983,836円	186,329,860円

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

(ア) 株式

銘柄	株数	評価額		備考
		単価（円）	金額（円）	
極洋	1,000	150.00	150,000	
日本水産	2,700	307.00	828,900	
マルハニチロホールディングス	5,000	158.00	790,000	
サカタのタネ	500	1,360.00	680,000	
ホクト	200	2,105.00	421,000	
住石ホールディングス	500	112.00	56,000	
日鉄鉱業	1,000	244.00	244,000	
国際石油開発帝石	11	702,000.00	7,722,000	
石油資源開発	300	4,380.00	1,314,000	
ショーボンドホールディングス	300	1,672.00	501,600	
東急建設	1,510	253.00	382,030	
コムシスホールディングス	1,000	757.00	757,000	
ミサワホーム	700	267.00	186,900	
高松コンストラクショングループ	500	1,350.00	675,000	
東建コーポレーション	100	2,660.00	266,000	
ヤマウラ	2,500	117.00	292,500	
オリエンタル白石	600	148.00	88,800	
大成建設	11,000	209.00	2,299,000	
大林組	7,000	440.00	3,080,000	
清水建設	7,000	434.00	3,038,000	
飛島建設	6,000	15.00	90,000	
長谷工コーポレーション	9,500	78.00	741,000	
鹿島建設	10,000	278.00	2,780,000	
不動テトラ	4,700	60.00	282,000	
西松建設	3,000	183.00	549,000	
三井住友建設	2,000	63.00	126,000	
前田建設工業	2,000	263.00	526,000	
奥村組	3,000	328.00	984,000	
戸田建設	3,000	332.00	996,000	
熊谷組	4,000	43.00	172,000	
三井ホーム	1,000	357.00	357,000	
大東建託	1,000	3,580.00	3,580,000	
東洋建設	8,000	37.00	296,000	
五洋建設	5,000	100.00	500,000	
住友林業	2,000	580.00	1,160,000	
大和ハウス工業	6,000	823.00	4,938,000	
積水ハウス	7,000	838.00	5,866,000	
ユアテック	1,000	437.00	437,000	
中電工	400	1,371.00	548,400	
関電工	1,000	548.00	548,000	
きんでん	1,000	840.00	840,000	
東京エネシス	1,000	440.00	440,000	
トーエネック	1,000	467.00	467,000	
協和エクシオ	1,000	872.00	872,000	
九電工	1,000	536.00	536,000	
日揮	2,000	1,377.00	2,754,000	
中外炉工業	2,000	348.00	696,000	
N E C ネットエスアイ	400	1,234.00	493,600	
大気社	400	1,128.00	451,200	
ダイダン	1,000	452.00	452,000	
日比谷総合設備	1,000	760.00	760,000	
東芝プラントシステム	1,000	804.00	804,000	
東洋エンジニアリング	2,000	362.00	724,000	
千代田化工建設	2,000	589.00	1,178,000	
新興ブランテック	200	708.00	141,600	
日本製粉	2,000	443.00	886,000	
日清製粉グループ本社	2,000	1,184.00	2,368,000	
昭和産業	2,000	234.00	468,000	
日本農産工業	2,000	190.00	380,000	
三井製糖	2,000	320.00	640,000	
森永製菓	4,000	180.00	720,000	

明治製菓	4,000	455.00	1,820,000
江崎グリコ	1,000	969.00	969,000
山崎製パン	2,000	1,206.00	2,412,000
明治乳業	3,000	526.00	1,578,000
雪印乳業	2,500	335.00	837,500
森永乳業	3,000	299.00	897,000
ヤクルト本社	1,300	2,985.00	3,880,500
日本ハム	2,000	1,306.00	2,612,000
伊藤ハム	2,000	470.00	940,000
米久	500	959.00	479,500
サッポロホールディングス	3,000	689.00	2,067,000
アサヒビール	4,700	1,727.00	8,116,900
キリンホールディングス	10,000	1,193.00	11,930,000
宝ホールディングス	2,000	563.00	1,126,000
メルシャン	2,000	190.00	380,000
三国コカ・コーラボトリング	1,000	842.00	842,000
コカ・コーラウエストホールディングス	800	2,215.00	1,772,000
コカ・コーラ セントラル ジャパン	1	585,000.00	585,000
ダイドードリンコ	200	2,540.00	508,000
伊藤園	800	1,546.00	1,236,800
日清オイリオグループ	1,000	483.00	483,000
不二製油	900	1,097.00	987,300
J - オイルミルズ	2,000	426.00	852,000
キッコーマン	2,000	1,225.00	2,450,000
味の素	7,000	923.00	6,461,000
キユーピー	1,600	1,072.00	1,715,200
ハウス食品	1,100	1,590.00	1,749,000
カゴメ	1,000	1,527.00	1,527,000
アリアケジャパン	500	1,567.00	783,500
ニチレイ	3,000	467.00	1,401,000
東洋水産	1,000	2,575.00	2,575,000
日清食品ホールディングス	1,000	3,750.00	3,750,000
日本たばこ産業	55	357,000.00	19,635,000
なとり	500	738.00	369,000
片倉工業	600	1,050.00	630,000
ゲンゼ	2,000	306.00	612,000
東洋紡績	9,000	140.00	1,260,000
ユニチカ	8,000	71.00	568,000
日清紡績	2,000	785.00	1,570,000
倉敷紡績	3,000	132.00	396,000
大和紡績	4,000	214.00	856,000
日本毛織	1,000	710.00	710,000
ダイドーリミテッド	500	988.00	494,000
御幸ホールディングス	1,000	198.00	198,000
帝人	10,000	275.00	2,750,000
東レ	14,000	427.00	5,978,000
三菱レイヨン	5,000	219.00	1,095,000
セーレン	1,100	494.00	543,400
ワコールホールディングス	1,000	975.00	975,000
ホギメディカル	200	4,720.00	944,000
レナウン	1,200	163.00	195,600
三陽商会	1,000	475.00	475,000
オンワードホールディングス	1,000	748.00	748,000
東京スタイル	1,000	720.00	720,000
特種東海ホールディングス	2,000	188.00	376,000
王子製紙	9,000	474.00	4,266,000
三菱製紙	5,000	164.00	820,000
北越製紙	2,000	379.00	758,000
大王製紙	1,000	766.00	766,000
日本製紙グループ本社	11	302,000.00	3,322,000
レンゴー	2,000	558.00	1,116,000
クラレ	3,500	845.00	2,957,500
旭化成	14,000	370.00	5,180,000
コープケミカル	1,000	206.00	206,000
昭和電工	12,000	174.00	2,088,000
住友化学	16,000	375.00	6,000,000
日本化成	2,000	122.00	244,000
住友精化	1,000	250.00	250,000

日産化学工業	2,000	696.00	1,392,000
ラサ工業	1,000	126.00	126,000
クレハ	2,000	428.00	856,000
石原産業	5,000	86.00	430,000
日本曹達	2,000	320.00	640,000
東ソー	6,000	231.00	1,386,000
トクヤマ	3,000	512.00	1,536,000
セントラル硝子	3,000	302.00	906,000
東亜合成	3,000	226.00	678,000
関東電化工業	1,000	288.00	288,000
電気化学工業	5,000	220.00	1,100,000
信越化学工業	3,900	4,690.00	18,291,000
堺化学工業	1,000	250.00	250,000
エア・ウォーター	2,000	942.00	1,884,000
大陽日酸	4,000	781.00	3,124,000
日本化学工業	1,000	186.00	186,000
四国化成工業	1,000	311.00	311,000
戸田工業	1,000	231.00	231,000
ステラ ケミファ	200	1,323.00	264,600
日本触媒	2,000	567.00	1,134,000
大日精化工業	1,000	263.00	263,000
カネカ	3,000	479.00	1,437,000
三菱瓦斯化学	4,000	400.00	1,600,000
三井化学	7,000	383.00	2,681,000
J S R	2,300	1,183.00	2,720,900
東京応化工業	600	1,325.00	795,000
三菱ケミカルホールディングス	12,500	455.00	5,687,500
ダイセル化学工業	3,000	388.00	1,164,000
住友ベークライト	2,000	361.00	722,000
積水化学工業	5,000	472.00	2,360,000
日本ゼオン	2,000	307.00	614,000
アイカ工業	1,000	748.00	748,000
宇部興産	10,000	220.00	2,200,000
日立化成工業	1,200	1,144.00	1,372,800
大倉工業	1,000	203.00	203,000
日本化薬	2,000	472.00	944,000
A D E K A	1,300	559.00	726,700
日油	3,000	301.00	903,000
花王	6,000	2,565.00	15,390,000
三洋化成工業	1,000	478.00	478,000
日本ペイント	3,000	351.00	1,053,000
関西ペイント	3,000	540.00	1,620,000
太陽インキ製造	400	1,680.00	672,000
D I C	9,000	157.00	1,413,000
東洋インキ製造	3,000	251.00	753,000
富士フイルムホールディングス	5,700	2,230.00	12,711,000
資生堂	4,000	2,150.00	8,600,000
ライオン	3,000	559.00	1,677,000
高砂香料工業	1,000	455.00	455,000
マンダム	300	2,575.00	772,500
ファンケル	700	1,134.00	793,800
コーセー	500	2,710.00	1,355,000
長谷川香料	400	1,462.00	584,800
小林製薬	400	3,210.00	1,284,000
有沢製作所	1,000	418.00	418,000
日東電工	1,900	2,015.00	3,828,500
エフビコ	200	2,940.00	588,000
信越ポリマー	900	413.00	371,700
ニフコ	600	1,537.00	922,200
ユニ・チャーム	500	6,740.00	3,370,000
協和発酵キリン	4,000	893.00	3,572,000
武田薬品工業	8,400	4,950.00	41,580,000
アステラス製薬	4,900	4,040.00	19,796,000
大日本住友製薬	2,000	790.00	1,580,000
塩野義製薬	4,000	1,901.00	7,604,000
田辺三菱製薬	3,000	1,293.00	3,879,000
中外製薬	2,900	1,444.00	4,187,600
科研製薬	1,000	850.00	850,000

エーザイ	2,900	3,600.00	10,440,000
ロート製薬	1,000	1,101.00	1,101,000
小野薬品工業	1,200	4,480.00	5,376,000
久光製薬	700	4,150.00	2,905,000
持田製薬	1,000	1,021.00	1,021,000
大正製薬	2,000	1,841.00	3,682,000
参天製薬	900	2,410.00	2,169,000
エスエス製薬	1,000	526.00	526,000
ツムラ	800	2,815.00	2,252,000
生化学工業	600	898.00	538,800
鳥居薬品	300	1,495.00	448,500
沢井製薬	200	3,670.00	734,000
第一三共	7,600	2,105.00	15,998,000
新日本石油	15,000	426.00	6,390,000
昭和シェル石油	2,100	850.00	1,785,000
コスモ石油	7,000	212.00	1,484,000
東燃ゼネラル石油	3,000	819.00	2,457,000
新日鉱ホールディングス	10,000	319.00	3,190,000
AOCホールディングス	900	640.00	576,000
出光興産	200	6,560.00	1,312,000
横浜ゴム	3,000	475.00	1,425,000
東洋ゴム工業	2,000	224.00	448,000
ブリヂストン	7,300	1,764.00	12,877,200
住友ゴム工業	2,000	768.00	1,536,000
オカモト	1,000	300.00	300,000
東海ゴム工業	400	916.00	366,400
三ツ星ベルト	2,000	396.00	792,000
日東紡績	4,000	154.00	616,000
旭硝子	11,000	689.00	7,579,000
日本板硝子	7,000	444.00	3,108,000
日本電気硝子	4,000	721.00	2,884,000
住友大阪セメント	6,000	138.00	828,000
太平洋セメント	10,000	120.00	1,200,000
東海カーボン	2,000	597.00	1,194,000
日本カーボン	1,000	292.00	292,000
東洋炭素	100	3,970.00	397,000
ノリタケカンパニーリミテド	2,000	275.00	550,000
TOTO	3,000	604.00	1,812,000
日本碍子	3,000	1,054.00	3,162,000
日本特殊陶業	2,000	941.00	1,882,000
ニチアス	1,000	232.00	232,000
ニチハ	700	584.00	408,800
新日本製鐵	66,000	331.00	21,846,000
住友金属工業	43,000	261.00	11,223,000
神戸製鋼所	32,000	170.00	5,440,000
日新製鋼	8,000	151.00	1,208,000
中山製鋼所	2,000	268.00	536,000
合同製鐵	2,000	293.00	586,000
ジェイ エフ イー ホールディングス	5,900	2,445.00	14,425,500
東京製鐵	1,400	885.00	1,239,000
共英製鋼	100	1,390.00	139,000
大和工業	500	2,565.00	1,282,500
大阪製鐵	500	1,098.00	549,000
淀川製鋼所	2,000	375.00	750,000
丸一鋼管	700	2,045.00	1,431,500
大同特殊鋼	3,000	326.00	978,000
日本金属工業	2,000	142.00	284,000
日本冶金工業	1,000	288.00	288,000
山陽特殊製鋼	1,000	371.00	371,000
愛知製鋼	1,000	349.00	349,000
日立金属	2,000	965.00	1,930,000
大平洋金属	1,000	511.00	511,000
日本電工	1,000	507.00	507,000
栗本鐵工所	2,000	71.00	142,000
旭テック	4,000	36.00	144,000
日本鋳鉄管	4,000	114.00	456,000
三菱製鋼	2,000	245.00	490,000
日本精線	1,000	257.00	257,000

日本軽金属	6,000	98.00	588,000
三井金属鉱業	7,000	192.00	1,344,000
東邦亜鉛	1,000	216.00	216,000
三菱マテリアル	13,000	233.00	3,029,000
住友金属鉱山	6,000	894.00	5,364,000
DOWAホールディングス	3,000	352.00	1,056,000
古河機械金属	6,000	110.00	660,000
エス・サイエンス	1,000	5.00	5,000
大阪チタニウムテクノロジーズ	200	2,775.00	555,000
東邦チタニウム	400	1,228.00	491,200
住友軽金属工業	6,000	86.00	516,000
古河電気工業	7,000	361.00	2,527,000
住友電気工業	7,700	886.00	6,822,200
フジクラ	4,000	340.00	1,360,000
三菱電線工業	2,000	93.00	186,000
昭和電線ホールディングス	2,000	89.00	178,000
日立電線	2,000	258.00	516,000
リョービ	2,000	213.00	426,000
アサヒブリテック	400	1,534.00	613,600
三協・立山ホールディングス	5,000	87.00	435,000
トーカロ	300	974.00	292,200
アルファＣｏ	300	654.00	196,200
SUMCO	1,200	1,319.00	1,582,800
東洋製罐	1,800	1,588.00	2,858,400
横河ブリッジホールディングス	1,000	640.00	640,000
三和ホールディングス	2,000	319.00	638,000
住生活グループ	3,000	1,118.00	3,354,000
ノーリツ	500	884.00	442,000
長府製作所	200	1,750.00	350,000
リンナイ	500	3,100.00	1,550,000
東プレ	500	668.00	334,000
高周波熱錬	700	611.00	427,700
東京製綱	4,000	195.00	780,000
日本発條	2,000	473.00	946,000
中央発條	1,000	299.00	299,000
三益半導体工業	200	1,153.00	230,600
日本製鋼所	3,000	888.00	2,664,000
三浦工業	400	2,100.00	840,000
タクマ	1,000	222.00	222,000
ツガミ	2,000	214.00	428,000
オークマ	2,000	508.00	1,016,000
東芝機械	1,000	282.00	282,000
アマダ	4,000	499.00	1,996,000
アイダエンジニアリング	1,000	343.00	343,000
牧野フライス製作所	1,000	383.00	383,000
オーエスジー	1,200	733.00	879,600
旭ダイヤモンド工業	1,000	501.00	501,000
森精機製作所	1,000	1,164.00	1,164,000
ディスコ	300	2,585.00	775,500
日東工器	200	1,640.00	328,000
島精機製作所	300	1,702.00	510,600
ナブテスコ	1,000	728.00	728,000
三井海洋開発	200	1,668.00	333,600
S M C	700	10,130.00	7,091,000
新川	200	1,172.00	234,400
ユニオンツール	200	2,100.00	420,000
サトー	500	1,093.00	546,500
小松製作所	10,300	1,367.00	14,080,100
住友重機械工業	7,000	410.00	2,870,000
日立建機	1,200	1,699.00	2,038,800
井関農機	5,000	176.00	880,000
TOWA	200	281.00	56,200
クボタ	11,000	503.00	5,533,000
月島機械	1,000	806.00	806,000
東京機械製作所	1,000	182.00	182,000
新東工業	600	574.00	344,400
アイチ コーポレーション	700	388.00	271,600
小森コーポレーション	500	1,158.00	579,000

住友精密工業	1,000	398.00	398,000
荏原製作所	5,000	220.00	1,100,000
ダイキン工業	2,600	2,485.00	6,461,000
栗田工業	1,400	2,285.00	3,199,000
椿本チエイン	2,000	335.00	670,000
ダイフク	1,000	552.00	552,000
タダノ	1,000	476.00	476,000
シーケーディ	900	362.00	325,800
平和	600	799.00	479,400
SANKYO	600	4,710.00	2,826,000
日本金銭機械	500	736.00	368,000
マースエンジニアリング	300	2,440.00	732,000
キャノンファインテック	700	901.00	630,700
アマノ	700	682.00	477,400
JUKI	1,000	150.00	150,000
サンデン	1,000	291.00	291,000
グローリー	600	1,809.00	1,085,400
セガサミーホールディングス	2,600	844.00	2,194,400
リケン	2,000	274.00	548,000
日本精工	5,000	455.00	2,275,000
NTN	4,000	418.00	1,672,000
ジェイテクト	2,200	921.00	2,026,200
不二越	3,000	219.00	657,000
日本トムソン	1,000	492.00	492,000
THK	1,400	1,495.00	2,093,000
前澤工業	1,500	222.00	333,000
日本ビラー工業	1,000	418.00	418,000
キッツ	1,000	379.00	379,000
日立工機	900	905.00	814,500
マキタ	1,500	2,055.00	3,082,500
日立造船	11,500	87.00	1,000,500
三菱重工業	37,000	390.00	14,430,000
IHI	15,000	137.00	2,055,000
イビデン	1,500	2,110.00	3,165,000
コニカミノルタホールディングス	5,500	886.00	4,873,000
ブラザー工業	2,900	825.00	2,392,500
ミネベア	3,000	297.00	891,000
日立製作所	37,000	591.00	21,867,000
東芝	33,000	389.00	12,837,000
三菱電機	21,000	638.00	13,398,000
富士電機ホールディングス	6,000	166.00	996,000
東洋電機製造	1,000	459.00	459,000
安川電機	2,000	500.00	1,000,000
神鋼電機	2,000	247.00	494,000
明電舎	2,000	209.00	418,000
東芝テック	2,000	364.00	728,000
芝浦メカトロニクス	1,000	421.00	421,000
マブチモーター	300	3,640.00	1,092,000
日本電産	1,200	5,200.00	6,240,000
ダイヘン	1,000	273.00	273,000
JVC・ケンウッド・ホールディングス	11,000	51.00	561,000
日新電機	1,000	324.00	324,000
大崎電気工業	1,000	436.00	436,000
オムロン	2,500	1,620.00	4,050,000
日東工業	700	655.00	458,500
IDEC	600	969.00	581,400
エルピーダメモリ	1,000	1,183.00	1,183,000
ジーエス・ユアサ コーポレーション	4,000	279.00	1,116,000
メルコホールディングス	300	1,124.00	337,200
日本電気	24,000	374.00	8,976,000
富士通	23,000	493.00	11,339,000
沖電気工業	9,000	94.00	846,000
電気興業	1,000	537.00	537,000
サンケン電気	1,000	368.00	368,000
エプソントヨコム	1,000	237.00	237,000
NECエレクトロニクス	400	1,736.00	694,400
セイコーエプソン	1,700	2,185.00	3,714,500
ワコム	6	102,100.00	612,600

アルバック	400	2,115.00	846,000
ナナオ	200	1,710.00	342,000
日本信号	1,000	481.00	481,000
日本無線	2,000	160.00	320,000
パナソニック	24,000	1,574.00	37,776,000
シャープ	11,000	890.00	9,790,000
アンリツ	3,000	195.00	585,000
富士通ゼネラル	1,000	244.00	244,000
ソニー	12,400	2,665.00	33,046,000
NEC トーキン	1,000	278.00	278,000
TDK	1,200	3,930.00	4,716,000
三洋電機	21,000	166.00	3,486,000
ミツミ電機	800	1,865.00	1,492,000
アルプス電気	2,000	607.00	1,214,000
パイオニア	1,800	450.00	810,000
日本電波工業	200	1,625.00	325,000
SMK	1,000	303.00	303,000
ホシデン	800	1,221.00	976,800
ヒロセ電機	400	8,170.00	3,268,000
日立マクセル	700	849.00	594,300
ユニデン	1,000	305.00	305,000
アルパイン	600	923.00	553,800
船井電機	300	1,675.00	502,500
横河電機	2,200	582.00	1,280,400
新電元工業	1,000	192.00	192,000
山武	800	1,746.00	1,396,800
日本光電工業	600	1,705.00	1,023,000
堀場製作所	400	1,520.00	608,000
アドバンテスト	1,600	1,646.00	2,633,600
キーエンス	400	16,930.00	6,772,000
シスメックス	300	3,610.00	1,083,000
メガチップス	400	1,095.00	438,000
コーセル	400	953.00	381,200
スタンレー電気	1,500	1,137.00	1,705,500
ウシオ電機	1,300	1,454.00	1,890,200
新神戸電機	1,000	464.00	464,000
日本デジタル研究所	400	848.00	339,200
図研	300	568.00	170,400
日本電子	1,000	308.00	308,000
カシオ計算機	2,300	746.00	1,715,800
ファナック	2,100	7,000.00	14,700,000
FDK	1,000	88.00	88,000
日本シイエムケイ	900	402.00	361,800
エンブラス	700	660.00	462,000
ローム	1,200	4,870.00	5,844,000
浜松ホトニクス	800	2,195.00	1,756,000
三井ハイテック	400	536.00	214,400
新光電気工業	700	789.00	552,300
京セラ	1,800	6,860.00	12,348,000
太陽誘電	1,000	757.00	757,000
村田製作所	2,300	3,990.00	9,177,000
双葉電子工業	500	1,632.00	816,000
パナソニック電工	4,000	738.00	2,952,000
ニチコン	900	602.00	541,800
日本ケミコン	1,000	262.00	262,000
KOA	400	463.00	185,200
小糸製作所	1,000	847.00	847,000
ミツバ	1,000	417.00	417,000
スター精密	500	1,009.00	504,500
大日本スクリーン製造	2,000	256.00	512,000
キヤノン電子	200	1,646.00	329,200

銘柄	株数	評価額		備考
		単価（円）	金額（円）	
キヤノン	12,900	3,430.00	44,247,000	
リコー	7,000	1,224.00	8,568,000	
日本電産サンキョー	1,000	501.00	501,000	
東京エレクトロン	1,600	3,600.00	5,760,000	
トヨタ紡織	900	893.00	803,700	
豊田自動織機	2,000	2,295.00	4,590,000	
デンソー	5,500	1,995.00	10,972,500	
東海理化電機製作所	500	963.00	481,500	
三井造船	8,000	180.00	1,440,000	
佐世保重工業	1,000	159.00	159,000	
川崎重工業	17,000	186.00	3,162,000	
日本車輛製造	1,000	211.00	211,000	
日産自動車	24,900	536.00	13,346,400	
いすゞ自動車	12,000	216.00	2,592,000	
トヨタ自動車	28,500	3,650.00	104,025,000	
日野自動車	3,000	305.00	915,000	
三菱自動車工業	50,000	128.00	6,400,000	
武蔵精密工業	300	1,420.00	426,000	
トヨタ車体	500	1,515.00	757,500	
日産車体	1,000	616.00	616,000	
関東自動車工業	600	994.00	596,400	
新明和工業	2,000	274.00	548,000	
日信工業	400	1,134.00	453,600	
トピー工業	2,000	193.00	386,000	
ティラド	1,000	239.00	239,000	
曙ブレーキ工業	1,000	445.00	445,000	
N O K	1,300	1,088.00	1,414,400	
フタバ産業	500	1,105.00	552,500	
カヤバ工業	2,000	215.00	430,000	
プレス工業	2,000	230.00	460,000	
カルソニックカンセイ	2,000	239.00	478,000	
ケーヒン	600	971.00	582,600	
アイシン精機	2,000	2,000.00	4,000,000	
マツダ	9,000	285.00	2,565,000	
ダイハツ工業	2,000	945.00	1,890,000	
本田技研工業	19,000	2,355.00	44,745,000	
スズキ	4,500	1,650.00	7,425,000	
富士重工業	7,000	450.00	3,150,000	
ヤマハ発動機	2,400	1,111.00	2,666,400	
ショーワ	600	580.00	348,000	
エクセディ	300	1,457.00	437,100	
豊田合成	600	1,457.00	874,200	
愛三工業	600	628.00	376,800	
エフ・シー・シー	800	1,042.00	833,600	
シマノ	900	3,200.00	2,880,000	
タカタ	500	1,076.00	538,000	
テルモ	1,600	4,440.00	7,104,000	
日機装	1,000	475.00	475,000	
島津製作所	3,000	702.00	2,106,000	
モリテックス	100	729.00	72,900	
東京精密	400	941.00	376,400	
ニコン	4,000	1,906.00	7,624,000	
トプコン	700	581.00	406,700	
オリンパス	3,000	2,620.00	7,860,000	
H O Y A	4,800	1,950.00	9,360,000	
ノーリツ鋼機	500	953.00	476,500	
日本電産コパル	700	900.00	630,000	
シチズンホールディングス	3,400	709.00	2,410,600	
セイコーホールディングス	1,000	287.00	287,000	
バンダイナムコホールディングス	2,500	1,105.00	2,762,500	
フランスベッドホールディングス	4,000	111.00	444,000	
トッパン・フォームズ	700	1,070.00	749,000	
フジシールインターナショナル	300	1,197.00	359,100	
タカラトミー	1,100	603.00	663,300	
アーク	1,100	96.00	105,600	

ウッドワン	1,000	293.00	293,000
凸版印刷	7,000	725.00	5,075,000
大日本印刷	7,000	1,186.00	8,302,000
日本写真印刷	400	3,870.00	1,548,000
アシックス	2,000	838.00	1,676,000
ツツミ	200	1,850.00	370,000
ローランド	400	1,195.00	478,000
ヤマハ	1,900	1,278.00	2,428,200
クリナップ	1,300	334.00	434,200
バラマウントベッド	600	1,201.00	720,600
リンテック	500	1,378.00	689,000
任天堂	1,300	38,550.00	50,115,000
タカラスタANDARD	1,000	441.00	441,000
コクヨ	1,300	787.00	1,023,100
美津濃	1,000	410.00	410,000
アデランスホールディングス	500	872.00	436,000
東京電力	14,000	2,495.00	34,930,000
中部電力	7,500	2,205.00	16,537,500
関西電力	9,200	2,155.00	19,826,000
中国電力	3,100	2,145.00	6,649,500
北陸電力	2,300	2,430.00	5,589,000
東北電力	5,500	2,150.00	11,825,000
四国電力	2,500	2,465.00	6,162,500
九州電力	4,900	2,045.00	10,020,500
北海道電力	2,100	2,005.00	4,210,500
沖縄電力	100	4,510.00	451,000
電源開発	1,600	3,130.00	5,008,000
東京瓦斯	28,000	391.00	10,948,000
大阪瓦斯	24,000	327.00	7,848,000
東邦瓦斯	6,000	536.00	3,216,000
西部瓦斯	4,000	231.00	924,000
東武鉄道	9,000	505.00	4,545,000
相模鉄道	3,000	393.00	1,179,000
東京急行電鉄	12,000	431.00	5,172,000
京浜急行電鉄	5,000	704.00	3,520,000
小田急電鉄	8,000	739.00	5,912,000
京王電鉄	6,000	499.00	2,994,000
京成電鉄	3,000	515.00	1,545,000
富士急行	1,000	404.00	404,000
東日本旅客鉄道	41	711,000.00	29,151,000
西日本旅客鉄道	21	441,000.00	9,261,000
東海旅客鉄道	20	850,000.00	17,000,000
西日本鉄道	3,000	354.00	1,062,000
近畿日本鉄道	19,000	361.00	6,859,000
阪急阪神ホールディングス	14,000	444.00	6,216,000
南海電気鉄道	4,000	404.00	1,616,000
京阪電気鉄道	5,000	442.00	2,210,000
名古屋鉄道	9,000	298.00	2,682,000
日本通運	9,000	396.00	3,564,000
ヤマトホールディングス	4,000	1,054.00	4,216,000
山九	3,000	310.00	930,000
福山通運	2,000	420.00	840,000
セイノーホールディングス	2,000	453.00	906,000
神奈川中央交通	1,000	449.00	449,000
日立物流	700	1,194.00	835,800
日本郵船	12,000	500.00	6,000,000
商船三井	12,000	627.00	7,524,000
川崎汽船	5,000	464.00	2,320,000
新和海運	1,000	266.00	266,000
飯野海運	1,000	528.00	528,000
第一中央汽船	2,000	328.00	656,000
全日本空輸	21,000	381.00	8,001,000
日本航空	32,000	216.00	6,912,000
日新	2,000	226.00	452,000
三菱倉庫	2,000	1,065.00	2,130,000
三井倉庫	1,000	401.00	401,000
住友倉庫	2,000	350.00	700,000
日本トランスシティ	1,000	316.00	316,000

上組	2,000	666.00	1,332,000
郵船航空サービス	300	1,090.00	327,000
近鉄エクスプレス	300	1,541.00	462,300
新日鉄ソリューションズ	300	1,259.00	377,700
I Tホールディングス	800	1,320.00	1,056,000
ティーガイア	4	77,100.00	308,400
パナソニック電工インフォメーションシステムズ	100	1,513.00	151,300
野村総合研究所	1,100	1,763.00	1,939,300
フジ・メディア・ホールディングス	23	119,200.00	2,741,600
オービック	70	14,580.00	1,020,600
ヤフー	204	29,770.00	6,073,080
トレンドマイクロ	1,000	2,840.00	2,840,000
日本オラクル	300	4,110.00	1,233,000
オービックビジネスコンサルタント	150	3,150.00	472,500
伊藤忠テクノソリューションズ	300	2,270.00	681,000
大塚商会	200	6,170.00	1,234,000
ネットワンシステムズ	6	155,700.00	934,200
エイベックス・グループ・ホールディングス	400	742.00	296,800
日本ユニシス	500	940.00	470,000
富士通ビジネスシステム	300	1,271.00	381,300
東京放送	1,200	1,897.00	2,276,400
日本テレビ放送網	190	9,110.00	1,730,900
テレビ朝日	6	135,000.00	810,000
テレビ東京	200	4,010.00	802,000
スカパーJ S A Tホールディングス	19	34,900.00	663,100
イー・アクセス	12	48,200.00	578,400
日本電信電話	101	409,000.00	41,309,000
K D D I	34	545,000.00	18,530,000
光通信	300	1,938.00	581,400
エヌ・ティ・ティ・ドコモ	216	150,400.00	32,486,400
インボイス	148	585.00	86,580
G M Oインターネット	1,500	345.00	517,500
学習研究社	2,000	202.00	404,000
ゼンリン	200	1,042.00	208,400
昭文社	700	380.00	266,000
角川グループホールディングス	200	2,050.00	410,000
インプレスホールディングス	21	10,920.00	229,320
松竹	1,000	564.00	564,000
東宝	1,600	1,725.00	2,760,000
東映	1,000	388.00	388,000
葵プロモーション	1,000	412.00	412,000
エヌ・ティ・ティ・データ	15	328,000.00	4,920,000
光栄	500	1,016.00	508,000
D T S	200	790.00	158,000
スクウェア・エニックス・ホールディングス	700	2,925.00	2,047,500
日立ソフトウェアエンジニアリング	300	1,567.00	470,100
カプコン	500	2,595.00	1,297,500
住商情報システム	300	1,350.00	405,000
C S Kホールディングス	700	1,126.00	788,200
日立情報システムズ	400	1,713.00	685,200
アイネス	500	328.00	164,000
T K C	300	1,662.00	498,600
富士ソフト	300	1,520.00	456,000
日本システムディベロップメント	600	725.00	435,000
コナミ	1,100	2,095.00	2,304,500
ソフトバンク	8,900	1,163.00	10,350,700
伊藤忠食品	200	3,190.00	638,000
双日	9,900	194.00	1,920,600
アルフレッサ ホールディングス	400	5,010.00	2,004,000
横浜冷凍	1,000	600.00	600,000
J F E 商事ホールディングス	1,000	307.00	307,000
伯東	200	695.00	139,000
ナガイレーベン	300	1,701.00	510,300
菱食	200	1,860.00	372,000
松田産業	100	1,183.00	118,300
メディセオ・パルタックホールディングス	2,300	1,241.00	2,854,300
アドヴァン	900	424.00	381,600
アズワン	300	1,954.00	586,200

ドウシシャ	300	1,189.00	356,700
黒田電気	600	761.00	456,600
丸文	900	463.00	416,700
ハビネット	400	1,203.00	481,200
ガリバーインターナショナル	170	1,699.00	288,830
マクニカ	300	1,018.00	305,400
伊藤忠商事	16,000	570.00	9,120,000
丸紅	18,000	443.00	7,974,000
長瀬産業	1,000	926.00	926,000
蝶理	6,000	81.00	486,000
豊田通商	2,200	1,013.00	2,228,600
三共生興	2,000	148.00	296,000
兼松	6,000	81.00	486,000
三井物産	18,000	1,178.00	21,204,000
日本紙パルプ商事	2,000	333.00	666,000
日立ハイテクノロジーズ	700	1,822.00	1,275,400
山善	1,000	300.00	300,000
住友商事	12,100	850.00	10,285,000
内田洋行	1,000	372.00	372,000
三菱商事	16,300	1,977.00	32,225,100
キヤノンマーケティングジャパン	800	1,330.00	1,064,000
菱洋エレクトロ	700	699.00	489,300
ユアサ商事	3,000	97.00	291,000
阪和興業	2,000	282.00	564,000
岩谷産業	2,000	222.00	444,000
すてきナイスグループ	1,000	159.00	159,000
稲畑産業	1,000	378.00	378,000
東邦薬品	500	1,032.00	516,000
サンゲツ	300	1,450.00	435,000
ミツウロコ	1,100	556.00	611,600
シナネン	2,000	359.00	718,000
伊藤忠エネクス	1,000	448.00	448,000
ザ・トーカイ	1,000	502.00	502,000
サンリオ	600	837.00	502,200
リョーサン	300	2,075.00	622,500
三信電気	300	750.00	225,000
東陽テクニカ	500	830.00	415,000
モスフードサービス	300	1,228.00	368,400
加賀電子	400	1,064.00	425,600
トラスコ中山	400	1,300.00	520,000
オートバックスセブン	300	2,470.00	741,000
加藤産業	600	1,147.00	688,200
因幡電機産業	300	2,215.00	664,500
ミスミグループ本社	700	1,546.00	1,082,200
スズケン	900	2,775.00	2,497,500
ローソン	700	4,630.00	3,241,000
カワチ薬品	200	1,684.00	336,800
エービーシー・マート	300	2,950.00	885,000
アスクル	400	1,508.00	603,200
ゲオ	4	76,300.00	305,200
ポイント	240	5,060.00	1,214,400
エディオン	1,100	569.00	625,900
ハニーズ	290	736.00	213,440
DCM Japanホールディングス	1,200	710.00	852,000
J・フロント リテイリング	5,000	462.00	2,310,000
ドトール・日レスホールディングス	400	1,277.00	510,800
マツモトキヨシホールディングス	500	1,803.00	901,500
三越伊勢丹ホールディングス	3,800	1,062.00	4,035,600
サークルKサンクス	600	1,585.00	951,000
セブン&アイ・ホールディングス	8,700	2,675.00	23,272,500
ツルハホールディングス	200	2,780.00	556,000
カップ・クリエイト	400	1,997.00	798,800
ライトオン	400	1,268.00	507,200
良品計画	200	5,420.00	1,084,000
三城	600	913.00	547,800
コナカ	500	388.00	194,000
コジマ	400	381.00	152,400
コーナン商事	500	1,199.00	599,500

ワタミ	500	1,645.00	822,500
ドン・キホーテ	600	1,696.00	1,017,600
西松屋チェーン	600	1,025.00	615,000
ゼンショー	700	370.00	259,000
ユニマットライフ	400	728.00	291,200
サイゼリヤ	600	1,399.00	839,400
ユニテッドアローズ	500	753.00	376,500
スギホールディングス	300	2,500.00	750,000
ファミリーマート	700	3,830.00	2,681,000
木曽路	100	1,707.00	170,700
ベスト電器	1,000	307.00	307,000
マルエツ	1,000	618.00	618,000
ロイヤルホールディングス	500	863.00	431,500
島忠	500	2,215.00	1,107,500
チヨダ	500	1,509.00	754,500
ライフコーポレーション	400	1,700.00	680,000
カスミ	1,000	550.00	550,000
A O K I ホールディングス	500	1,022.00	511,000
コメリ	400	2,480.00	992,000
青山商事	600	1,347.00	808,200
しまむら	200	7,270.00	1,454,000
高島屋	3,000	761.00	2,283,000
丸善	1,000	69.00	69,000
松屋	400	1,429.00	571,600
エイチ・ツー・オー リテイリング	2,000	564.00	1,128,000
丸栄	2,000	244.00	488,000
ニッセンホールディングス	1,400	441.00	617,400
バルコ	700	928.00	649,600
丸井グループ	3,200	649.00	2,076,800
井筒屋	4,000	60.00	240,000
ダイエー	750	449.00	336,750
イオン	8,300	957.00	7,943,100
ユニー	2,000	883.00	1,766,000
イズミ	800	1,332.00	1,065,600
平和堂	400	1,292.00	516,800
フジ	300	1,550.00	465,000
ゼビオ	200	1,771.00	354,200
ケーズホールディングス	400	1,814.00	725,600
ヤマダ電機	1,060	6,800.00	7,208,000
ニトリ	450	5,730.00	2,578,500
吉野家ホールディングス	7	82,600.00	578,200
セシール	1,500	110.00	165,000
ブレナス	400	1,205.00	482,000
ミニストップ	300	1,553.00	465,900
パロー	600	747.00	448,200
ファーストリテイリング	500	9,480.00	4,740,000
サンドラッグ	400	1,835.00	734,000
ベルーナ	650	419.00	272,350
新生銀行	18,000	231.00	4,158,000
あおぞら銀行	9,000	114.00	1,026,000
三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	129,100	821.00	105,991,100
りそなホールディングス	67	121,700.00	8,153,900
中央三井トラスト・ホールディングス	12,000	454.00	5,448,000
三井住友フィナンシャルグループ	92	622,000.00	57,224,000
第四銀行	3,000	385.00	1,155,000
北越銀行	2,000	217.00	434,000
西日本シティ銀行	8,000	216.00	1,728,000
札幌北洋ホールディングス	3	479,000.00	1,437,000
千葉銀行	9,000	504.00	4,536,000
横浜銀行	15,000	488.00	7,320,000
常陽銀行	8,000	427.00	3,416,000
群馬銀行	5,000	556.00	2,780,000
武蔵野銀行	300	2,900.00	870,000
千葉興業銀行	500	1,154.00	577,000
関東つくば銀行	900	457.00	411,300
東京都民銀行	500	1,242.00	621,000
七十七銀行	4,000	496.00	1,984,000
青森銀行	2,000	380.00	760,000

秋田銀行	2,000	340.00	680,000
山形銀行	1,000	599.00	599,000
岩手銀行	200	6,190.00	1,238,000
東邦銀行	2,000	388.00	776,000
みちのく銀行	2,000	199.00	398,000
ふくおかフィナンシャルグループ	9,000	349.00	3,141,000
静岡銀行	7,000	963.00	6,741,000
十六銀行	3,000	385.00	1,155,000
スルガ銀行	2,000	1,130.00	2,260,000
八十二銀行	4,000	544.00	2,176,000
山梨中央銀行	2,000	514.00	1,028,000
大垣共立銀行	2,000	505.00	1,010,000
福井銀行	3,000	285.00	855,000
北國銀行	2,000	400.00	800,000
滋賀銀行	2,000	653.00	1,306,000
南都銀行	2,000	498.00	996,000
百五銀行	2,000	556.00	1,112,000
京都銀行	4,000	1,078.00	4,312,000
三重銀行	2,000	404.00	808,000
池田銀行	200	3,630.00	726,000
ほくほくフィナンシャルグループ	15,000	207.00	3,105,000
広島銀行	6,000	363.00	2,178,000
山陰合同銀行	1,000	716.00	716,000
中国銀行	2,000	1,413.00	2,826,000
伊予銀行	2,000	1,021.00	2,042,000
百十四銀行	2,000	506.00	1,012,000
四国銀行	2,000	394.00	788,000
阿波銀行	2,000	614.00	1,228,000
鹿児島銀行	1,000	688.00	688,000
大分銀行	1,000	563.00	563,000
宮崎銀行	2,000	315.00	630,000
肥後銀行	2,000	537.00	1,074,000
佐賀銀行	3,000	297.00	891,000
十八銀行	2,000	241.00	482,000
沖縄銀行	200	3,640.00	728,000
琉球銀行	600	830.00	498,000
住友信託銀行	20,000	655.00	13,100,000
みずほ信託銀行	21,000	119.00	2,499,000
みずほフィナンシャルグループ	134	393,000.00	52,662,000
紀陽ホールディングス	8,000	160.00	1,280,000
山口フィナンシャルグループ	2,000	973.00	1,946,000
長野銀行	1,000	176.00	176,000
名古屋銀行	2,000	556.00	1,112,000
愛知銀行	100	6,600.00	660,000
第三銀行	2,000	310.00	620,000
中京銀行	2,000	315.00	630,000
東日本銀行	1,000	284.00	284,000
愛媛銀行	2,000	276.00	552,000
みなと銀行	3,000	127.00	381,000
京葉銀行	2,000	480.00	960,000
関西アーバン銀行	2,000	124.00	248,000
栃木銀行	1,000	557.00	557,000
東和銀行	7,000	81.00	567,000
徳島銀行	1,000	379.00	379,000
S B Iホールディングス	151	13,270.00	2,003,770
ジャフコ	400	3,840.00	1,536,000
大和証券グループ本社	15,000	723.00	10,845,000
野村ホールディングス	23,000	1,413.00	32,499,000
新光証券	6,000	283.00	1,698,000
みずほインベスターズ証券	6,000	78.00	468,000
岡三証券グループ	2,000	461.00	922,000
丸三証券	800	570.00	456,000
東洋証券	2,000	198.00	396,000
東海東京証券	3,000	316.00	948,000
水戸証券	1,000	268.00	268,000
いちよし証券	600	887.00	532,200
松井証券	1,500	705.00	1,057,500
マネックスグループ	14	33,950.00	475,300

カブドットコム証券	3	76,900.00	230,700
三井住友海上グループホールディングス	4,600	3,430.00	15,778,000
ソニーフィナンシャルホールディングス	8	359,000.00	2,872,000
日本興亜損害保険	8,000	760.00	6,080,000
損害保険ジャパン	11,000	826.00	9,086,000
ニッセイ同和損害保険	3,000	577.00	1,731,000
あいおい損害保険	5,000	501.00	2,505,000
富士火災海上保険	2,000	188.00	376,000
東京海上ホールディングス	9,400	3,530.00	33,182,000
T & Dホールディングス	2,900	4,980.00	14,442,000
クレディセゾン	1,900	1,497.00	2,844,300
オーエムシーカード	1,400	190.00	266,000
芙蓉総合リース	200	1,822.00	364,400
興銀リース	300	1,521.00	456,300
センチュリー・リーシング・システム	300	760.00	228,000
日本証券金融	1,000	553.00	553,000
アイフル	1,050	613.00	643,650
ポケットカード	600	236.00	141,600
武富士	1,460	912.00	1,331,520
リコリース	200	1,624.00	324,800
シンキ	500	65.00	32,500
イオンクレジットサービス	1,000	1,088.00	1,088,000
N I S グループ	1,300	59.00	76,700
アコム	1,010	3,130.00	3,161,300
プロミス	1,050	1,718.00	1,803,900
ロプロ	700	34.00	23,800
東京リース	600	669.00	401,400
ジャックス	1,000	183.00	183,000
日立キャピタル	500	1,082.00	541,000
セントラルファイナンス	2,000	162.00	324,000
オリックス	1,080	12,520.00	13,521,600
三菱ＵＦＪリース	570	2,980.00	1,698,600
S F C G	60	2,425.00	145,500
日本駐車場開発	40	3,100.00	124,000
昭栄	400	956.00	382,400
野村不動産ホールディングス	700	1,950.00	1,365,000
パーク２４	1,100	491.00	540,100
三井不動産	9,000	1,869.00	16,821,000
三菱地所	15,000	1,954.00	29,310,000
平和不動産	2,000	284.00	568,000
東京建物	3,000	431.00	1,293,000
ダイビル	700	707.00	494,900
サンケイビル	1,000	409.00	409,000
東急不動産	4,000	300.00	1,200,000
住友不動産	5,000	2,015.00	10,075,000
東宝不動産	1,000	448.00	448,000
藤和不動産	1,000	58.00	58,000
大京	2,000	113.00	226,000
テーオーシー	1,500	348.00	522,000
レオパレス２１	1,400	678.00	949,200
空港施設	1,000	535.00	535,000
明和地所	300	420.00	126,000
住友不動産販売	90	2,185.00	196,650
ゴールドクレスト	160	1,157.00	185,120
ジョイント・コーポレーション	300	188.00	56,400
東栄住宅	500	131.00	65,500
日本綜合地所	500	196.00	98,000
飯田産業	400	294.00	117,600
クリード	3	31,450.00	94,350
アーネストワン	800	155.00	124,000
パシフィックホールディングス	7	2,300.00	16,100
イオンモール	1,000	2,750.00	2,750,000
リサ・パートナーズ	4	34,700.00	138,800
エヌ・ティ・ティ都市開発	14	108,300.00	1,516,200
日本空港ビルデング	800	1,066.00	852,800
アコーディア・ゴルフ	7	77,300.00	541,100
パソナグループ	5	52,500.00	262,500
N E C フィールドディング	600	809.00	485,400

総合警備保障	900	947.00	852,300
アイロムホールディングス	22	4,410.00	97,020
ディー・エヌ・エー	3	373,000.00	1,119,000
博報堂DYホールディングス	330	4,340.00	1,432,200
パシフィックゴルフグループインターナショナル ホールディングス	10	53,400.00	534,000
ケネディクス	8	26,550.00	212,400
電通	24	177,500.00	4,260,000
テイクアンドギヴ・ニーズ	8	4,020.00	32,160
イオンファンタジー	200	700.00	140,000
ネクシィーズ	12	1,816.00	21,792
みらかホールディングス	600	1,827.00	1,096,200
サニックス	1,000	173.00	173,000
オリエンタルランド	600	6,960.00	4,176,000
ダスキン	500	1,544.00	772,000
ラウンドワン	7	58,300.00	408,100
リゾートトラスト	400	903.00	361,200
ビー・エム・エル	400	1,822.00	728,800
もしもしホットライン	300	2,420.00	726,000
リソー教育	90	1,872.00	168,480
ラディアホールディングス	20	1,690.00	33,800
ユー・エス・エス	340	5,620.00	1,910,800
カルチュア・コンビニエンス・クラブ	1,400	710.00	994,000
フルキャストホールディングス	5	5,990.00	29,950
リゾートソリューション	1,000	225.00	225,000
エイチ・アイ・エス	300	1,071.00	321,300
ベンチャー・リンク	3,000	28.00	84,000
吉本興業	300	993.00	297,900
よみうりランド	1,000	289.00	289,000
東京都競馬	4,000	147.00	588,000
東京ドーム	2,000	407.00	814,000
トランス・コスモス	600	725.00	435,000
日本管財	300	1,997.00	599,100
セコム	2,400	3,820.00	9,168,000
メイテック	400	2,155.00	862,000
アサツー ディ・ケイ	500	2,605.00	1,302,500
ベネッセコーポレーション	900	3,990.00	3,591,000
ニチイ学館	300	951.00	285,300
ダイセキ	400	2,135.00	854,000
合計			2,714,697,942

(イ)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(3) 注記表(デリバティブ取引に関する注記) 取引の時価等に関する事項で記載しております。

2【ファンドの現況】**【純資産額計算書】**

(平成20年11月28日現在)

資産総額	2,538,284,581円
負債総額	49,652,849円
純資産総額(-)	2,488,631,732円
発行済数量	3,451,405,277口
1 単位当たり純資産額(/)	0.7210円

第5【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定及び解約の実績は次の通りです。

計算期間	設定数量(口)	解約数量(口)
第1期 (平成10年11月30日～平成11年 4月15日)	675,858,429	4,197,693
第2期 (平成11年 4月16日～平成11年10月15日)	133,461,255	25,313,880
第3期 (平成11年10月16日～平成12年 4月17日)	272,983,013	67,897,496
第4期 (平成12年 4月18日～平成12年10月16日)	1,409,095,847	31,451,345
第5期 (平成12年10月17日～平成13年 4月16日)	2,222,173,191	259,626,512
第6期 (平成13年 4月17日～平成13年10月15日)	2,469,371,788	127,582,481
第7期 (平成13年10月16日～平成14年 4月15日)	1,641,757,333	996,629,459
第8期 (平成14年 4月16日～平成14年10月15日)	1,168,927,193	257,565,527
第9期 (平成14年10月16日～平成15年 4月15日)	614,133,115	358,354,310
第10期 (平成15年 4月16日～平成15年10月15日)	1,645,326,966	733,812,650
第11期 (平成15年10月16日～平成16年 4月15日)	1,373,401,362	2,586,867,987
第12期 (平成16年 4月16日～平成16年10月15日)	510,123,666	500,073,953
第13期 (平成16年10月16日～平成17年 4月15日)	272,531,433	782,232,992
第14期 (平成17年 4月16日～平成17年10月17日)	206,262,640	1,444,269,659
第15期 (平成17年10月18日～平成18年 4月17日)	12,195,013,540	2,486,945,900
第16期 (平成18年 4月18日～平成18年10月16日)	276,115,151	6,062,019,122
第17期 (平成18年10月17日～平成19年 4月16日)	288,818,615	4,307,277,293
第18期 (平成19年 4月17日～平成19年10月15日)	179,750,041	2,830,828,275
第19期 (平成19年10月16日～平成20年 4月15日)	71,867,102	230,983,836
第20期 (平成20年 4月16日～平成20年10月15日)	79,803,005	186,329,860

(注) 設定数量には、当初設定数量を含みます。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金等

資本金の額

2,328百万円（平成20年11月末日現在）

発行する株式の総数

200,000株（平成20年11月末日現在）

発行済株式総数

46,560株（平成20年11月末日現在）

最近5年間ににおける資本金の額の増減

平成17年10月31日 資本金を金1,248百万円から金1,998百万円へ増額

平成18年12月20日 資本金を金1,998百万円から金2,328百万円へ増額

(2) 委託会社の機構

委託会社は、取締役会及び監査役会をおきます。

取締役及び監査役は、株主総会の決議をもって選任され、その員数はそれぞれ3名以上とします。

取締役会は、取締役全員で組織され、経営に関するすべての重要事項及び法令または定款によって定められた事項につき意思決定を行います。

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとし、補欠または増員のために選任された取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一とします。

監査役会は、監査役全員で組織され、委託会社の会計監査及び業務監査を行います。

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとし、補欠のために選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間とします。

(投資信託の運用プロセス)

四半期毎に行われる投資戦略会議において、委託会社の海外拠点からの情報を参考にしつつ、各投資対象についての市場見通し並びに大まかな運用方針を決定します。

運用担当者は、投資戦略会議の方針にしたがって各ファンドの運用計画を作成し、チーフ・インベストメント・オフィサーの承認を得ます。その際、必要に応じてグループ内の投資環境調査やモデルポートフォリオを参考にします。

承認された運用計画にしたがって、運用担当者は売買を指示し、ポートフォリオの構築を行います。その際ファンドによっては、外部運用機関と投資助言契約もしくは運用委託契約を結んだ上で運用を行う場合があります。

売買の執行は、運用指図権を持つ運用担当者から独立したトレーダーが行います。その際、ドイチェ・アセット・マネジメント・グループのアジア地域の運用拠点であるシンガポールへ当該業務の委託を行うことがあります。コンプライアンス部モニタリング・チームが、個々の売買についてガイドライン違反等がないか速やかにチェックを行います。

インベストメント・コントロール・コミッティーにおいて、ガイドラインの遵守状況や運用上の改善すべき点などについて検討を行います。

運用評価会議では、各ファンドの運用成績を分析すると共に、運用に際して取っているアクティブリスクの状況や他ファンドとの均一性についてレビューを行い、今後の運用へのフィードバックを行います。

コンプライアンス部は、運用部から独立した立場で、取引の妥当性のチェック及び利益相反取引のチェックを行います。

２ 【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言業務を行っています。

平成20年11月末日現在、委託会社の運用するファンドは68本、純資産総額は453,903百万円です（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類別の本数及び純資産総額は下記の通りです。

種類			本数	純資産総額
公募	単位型	株式投資信託	1本	45,156百万円
	追加型	株式投資信託	39本	264,803百万円
私募	単位型	公社債投資信託	3本	1,676百万円
	追加型	株式投資信託	25本	142,269百万円
合計額			68本	453,903百万円

3 【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、前事業年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)第2条に基づき、同規則及び改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」(平成12年総理府令第129号)により作成しており、当事業年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号))により作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより記載しております。

2．監査証明について

当社は、前事業年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)は証券取引法第193条の2の規定に基づき、また当事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、それぞれ財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

	第23期 (平成19年 3月31日現在)			第24期 (平成20年 3月31日現在)		
	金額		構成比	金額		構成比
	千円	千円	%	千円	千円	%
(資産の部)						
流動資産						
1 預金	2	1,802,598		2,154,472		
2 前払費用		40,043		42,854		
3 未収入金		15,298		—		
4 未収委託者報酬		2,303,871		3,406,055		
5 未収投資顧問料		593,412		—		
6 未収運用受託報酬		—		201,729		
7 未収投資助言報酬		—		197,166		
8 未収収益		116,245		178,631		
9 繰延税金資産		—		224,664		
10 立替金	2	55,845		148,320		
11 その他流動資産		—		2,624		
流動資産合計		4,927,316	99.0	6,556,518		99.2
固定資産						
1 無形固定資産	1					
(1) ソフトウェア		6,275		1,795		
無形固定資産合計		6,275	0.1	1,795		0.0
2 投資その他の資産						
(1) 長期差入保証金		25,000		25,000		
(2) 敷金		15,409		24,696		
(3) その他		1,000		—		
投資その他の資産合計		41,409	0.9	49,696		0.8
固定資産合計		47,685	1.0	51,492		0.8
資産合計		4,975,001	100.0	6,608,010		100.0

	第23期 (平成19年 3月31日現在)			第24期 (平成20年 3月31日現在)		
	金額		構成比	金額		構成比
	千円	千円	%	千円	千円	%
(負債の部)						
流動負債						
1 預り金		66,735			85,020	
2 未払金						
(1) 未払収益分配金	3			2,503		
(2) 未払償還金	1,508			1,508		
(3) 未払手数料	1,155,920			1,739,478		
(4) その他未払金	2,547	1,159,979		5,146	1,748,637	
3 未払費用	2	1,841,240			1,585,202	
4 未払法人税等		18,948			17,782	
5 賞与引当金		176,561			69,967	
6 未払消費税等		93,026			132,481	
7 その他流動負債		—			3,956	
流動負債合計		3,356,492	67.4		3,643,048	55.1
固定負債						
1 退職給付引当金		488,859			792,135	
2 長期未払費用		290,768			310,355	
固定負債合計		779,628	15.7		1,102,491	16.7
負債合計		4,136,120	83.1		4,745,539	71.8
(純資産の部)						
株主資本						
1 資本金		2,328,000	46.8		2,328,000	35.2
2 資本剰余金						
資本準備金		1,080,000			1,080,000	
資本剰余金合計		1,080,000	21.7		1,080,000	16.3
3 利益剰余金						
その他利益剰余金		2,569,118			1,545,529	
繰越利益剰余金		2,569,118			1,545,529	
利益剰余金合計		2,569,118	51.6		1,545,529	23.3
株主資本合計		838,881	16.9		1,862,470	28.2
純資産合計		838,881	16.9		1,862,470	28.2
負債・純資産合計		4,975,001	100.0		6,608,010	100.0

(2) 【損益計算書】

	第23期 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)			第24期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)		
	金額		百分比	金額		百分比
営業収益	千円	千円	%	千円	千円	%
1 委託者報酬		6,761,259			13,122,698	
2 投資顧問料		1,152,248			—	
3 運用受託報酬		—			882,950	
4 投資助言報酬		—			240,231	
5 その他営業収益		384,188			515,253	
営業収益計		8,297,695	100.0		14,761,134	100.0
営業費用						
1 支払手数料		3,006,056			6,260,708	
2 広告宣伝費		319,696			719,517	
3 公告費		245			245	
4 受益証券発行費		4,253			—	
5 調査費		1,401,271			1,587,963	
(1) 調査費	75,244			145,596		
(2) 委託調査費	1,088,359			1,164,143		
(3) 情報機器関連費	237,667			278,223		
6 委託計算費		37,325			47,466	
7 営業雑経費		72,163			261,134	
(1) 通信費	10,699			9,025		
(2) 印刷費	42,995			235,927		
(3) 協会費	6,023			5,974		
(4) 諸会費	1,142			1,085		
(5) 諸経費	11,303			9,121		
営業費用計		4,841,010	58.3		8,877,035	60.1

	第23期 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)			第24期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)		
	金額		百分比	金額		百分比
一般管理費	千円	千円	%	千円	千円	%
1 給料		1,751,281			2,048,365	
(1) 役員報酬 1	51,349			55,289		
(2) 給料・手当	1,142,878			1,131,861		
(3) 賞与	557,053			861,214		
2 交際費		62,060			167,754	
3 寄附金		—			10,261	
4 旅費交通費		77,385			101,673	
5 租税公課		22,150			22,206	
6 不動産賃借料		277,024			321,205	
7 退職給付費用		267,662			370,773	
8 固定資産減価償却費		8,928			4,876	
9 福利厚生費 2		225,769			300,086	
10 業務委託費 2		1,743,214			1,501,143	
11 退職金		—			7,703	
12 諸経費 2		144,934			155,010	
一般管理費計		4,580,411	55.2		5,011,062	33.9
営業利益又は 営業損失()		1,123,726	13.5		873,035	5.9
営業外収益						
1 その他 2	5,830			1,201		
営業外収益計		5,830	0.0		1,201	0.0
営業外費用						
1 為替差損	60,109			61,837		
2 その他	3,203			9,340		
営業外費用計		63,313	0.7		71,177	0.5
経常利益又は 経常損失()		1,181,209	14.2		803,060	5.4
特別利益						
1 グループ再編受入金	180,268			—		
特別利益計		180,268	2.1		—	—
特別損失						
1 リストラ関連費用 3	50,928			—		
特別損失計		50,928	0.6		—	—
税引前当期純利益又は 税引前当期純損失()		1,051,869	12.7		803,060	5.4
法人税、住民税及び 事業税		5,310	0.0		4,135	0.0
法人税等調整額		—	—		224,664	1.5
当期純利益又は 当期純損失()		1,057,179	12.7		1,023,589	6.9

(3) 【株主資本等変動計算書】

第23期(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

(単位：千円)

(単位：円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
		資本準備金	その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
平成18年 3月31日残高	1,998,000	750,000	1,511,939	1,236,060	1,236,060
事業年度中の変動額					
新株の発行	330,000	330,000		660,000	660,000
当期純損失			1,057,179	1,057,179	1,057,179
事業年度中の変動額合計	330,000	330,000	1,057,179	397,179	397,179
平成19年 3月31日残高	2,328,000	1,080,000	2,569,118	838,881	838,881

第24期(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

(単位：千円)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
		資本準備金	その他 利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
平成19年 3月31日残高	2,328,000	1,080,000	2,569,118	838,881	838,881
事業年度中の変動額					
当期純利益			1,023,589	1,023,589	1,023,589
事業年度中の変動額合計	—	—	1,023,589	1,023,589	1,023,589
平成20年 3月31日残高	2,328,000	1,080,000	1,545,529	1,862,470	1,862,470

重要な会計方針

	第23期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第24期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1 固定資産の減価償却の方法	(1) 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、 自社利用のソフトウェアについては、 社内における見込利用可能期間 (5年)に基づく定額法を採用して おります。	(1) 無形固定資産 同左
2 デリバティブ取引の評価 基準および評価方法	—————	時価法を採用しております。
3 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率に より、貸倒懸念債権については個別 に回収可能性を勘案し、回収不能見 込額を計上しております。 但し、当事業年度の計上額はあり ません。 (2) 賞与引当金 支給見込額の当期負担額を計上し ております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、 当事業年度末における退職給付債務 および年金資産の見込額に基づき、 当事業年度において発生していると 認められる額を計上しております。 なお、会計基準変更時差異(283,741 千円)については15年による均等額 を費用処理しておりましたが、平成 18年3月期のリストラの実施による 従業員の大量退職に伴い、終了部分 に対応する金額(83,930千円)を一時 償却したため、未処理額を残存年数 により均等に費用処理してありま す。数理計算上の差異は、その発生時 における従業員の平均残存勤務期間 以内の一定の年数(5年)による定額 法により按分した額をそれぞれ発生 の翌事業年度から費用処理すること としております。 また、役員の退職時に支出が予測 される役員退職慰労金支払に備える ため、内規に基づく期末要支給額を 退職給付引当金に含めて計上して おります。	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左 (3) 退職給付引当金 同左
4 外貨建資産及び負債の本 邦通貨への換算基準	外貨建の金銭債権債務は、期末決算 日の直物為替相場により円貨に換算 し、換算差額は損益として処理して おります。	同左

	第23期 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)	第24期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)
5 リース取引の処理方法		リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
6 その他財務諸表のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の処理方法 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。	(1) 消費税等の処理方法 同左

会計処理の変更

第23期 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)	第24期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)
(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等) 当事業年度から、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月 9 日 企業会計基準第 5 号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月 9 日 企業会計基準適用指針第 8 号)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。 従来の「資本の部」の合計に相当する金額は、838,881千円であります。 なお、当事業年度における貸借対照表の「純資産の部」については改正後の財務諸表等規則により作成しております。	

表示方法の変更

第23期 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)	第24期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)
	金融商品取引法の施行及び投資運用業等統一経理基準(旧 投資顧問業統一経理基準の制定について)の改正に伴い、区分表示をより明瞭にするため、以下の表示方法の変更を行っております。 (貸借対照表) 前事業年度において「未収投資顧問料」として表示しておりました投資一任契約の未収運用受託報酬および投資顧問(助言)契約の未収投資助言報酬は、当事業年度においては「未収運用受託報酬」および「未収投資助言報酬」として区分して表示しております。なお、前事業年度における「未収運用受託報酬」及び「未収投資助言報酬」は、それぞれ478,694千円、114,718千円であります。 (損益計算書) 前事業年度において「投資顧問料」として表示しておりました投資一任契約の運用受託契約および投資顧問(助言)契約の投資助言報酬は、当事業年度においては「運用受託報酬」および「投資助言報酬」として区分して表示しております。なお、前事業年度における「運用受託報酬」および「投資助言報酬」はそれぞれ、929,495千円、222,752千円であります。 なお、上記変更は、当該改正が当下半期に行われたため、当下半期に行っており、当中間会計期間は従来の方法によっております。

注記事項

(貸借対照表関係)

第23期 (平成19年3月31日現在)	第24期 (平成20年3月31日現在)
1 無形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 ソフトウェア 43,743千円	1 無形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 ソフトウェア 48,620千円
2 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下の通りであります。 預金 321,375千円 未払費用 243,492千円	2 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下の通りであります。 預金 732,977千円 立替金 1,480千円 未払費用 241,209千円

(損益計算書関係)

第23期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第24期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1 役員報酬の限度額は次の通りであります。 取締役 年額 600,000千円以内 監査役 年額 20,000千円以内	1 _____
2 関係会社に対するものは次の通りであります。 情報機器関連費 3,193千円 業務委託費 215,133千円 諸経費 551千円 その他営業収益 484千円	2 関係会社に対するものは次の通りであります。 情報機器関連費 5,480千円 福利厚生費 4,211千円 業務委託費 568,591千円
3 前期の大量退職等に伴う割増退職金等の費用であります。	

(リース取引関係)

第23期 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)	第24期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)																
	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの 以外のファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額 及び期末残高相当額																
	<table><tr><td></td><td>器具備品</td><td>建物附属 設備</td><td>合計</td></tr><tr><td>取得価額 相当額</td><td>466,660</td><td>626,567</td><td>1,093,228千円</td></tr><tr><td>減価償却 累計額相当額</td><td>295,793</td><td>239,674</td><td>535,467千円</td></tr><tr><td>期末残高 相当額</td><td>170,867</td><td>386,892</td><td>557,760千円</td></tr></table>		器具備品	建物附属 設備	合計	取得価額 相当額	466,660	626,567	1,093,228千円	減価償却 累計額相当額	295,793	239,674	535,467千円	期末残高 相当額	170,867	386,892	557,760千円
	器具備品	建物附属 設備	合計														
取得価額 相当額	466,660	626,567	1,093,228千円														
減価償却 累計額相当額	295,793	239,674	535,467千円														
期末残高 相当額	170,867	386,892	557,760千円														
	未経過リース料期末残高相当額																
	未経過リース料期末残高相当額																
	1 年以内 110,667千円																
	1 年超 565,821千円																
	合計 676,488千円																
	支払リース料、減価償却費相当額、支払利息相当額																
	支払リース料 81,324千円																
	減価償却費相当額 63,511千円																
	支払利息相当額 7,219千円																
	減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法																
	減価償却費相当額の算定方法																
	・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする 定額法によっております。																
	利息相当額の算定方法																
	・リース料総額とリース物件の取得価額相当額との 差額を利息相当額とし、各期への配分方法につい ては、利息法によっております。																

(デリバティブ取引関係)

1 取引の状況に関する事項

第23期 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)	第24期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)
	(1) 取引の内容及び利用目的等 当社は通常の取引範囲内における外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避するために為替予約取引を行っております。 (2) 取引に対する取組方針 当社は外貨建取引に係る為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っており、投機的な取引及び短期的な売買差益を得る取引は行っておりません。 (3) 取引に係るリスクの内容 為替予約取引には、為替相場の変動によるリスクを有しております。なお、為替予約取引の契約先は、信用度の高い金融機関であるため、相手先の不履行によるいわゆる信用リスクは限定的と判断しております。 (4) 取引に係るリスク管理体制 為替予約取引の実行及び管理は、経理部が行っており、取引結果については経理部が定期的に取締役及び各部長に報告することにより取引状況の管理が行われております。

2 取引の時価等に関する事項

第23期(平成19年 3 月31日現在)

該当なし

第24期(平成20年 3 月31日現在)

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

(1) 通貨関連

種類	契約額等(千円)	契約額等のうち 一年超(千円)	時価(千円)	評価損益(千円)
為替予約取引				
売建	—	—	—	—
買建	485,662	—	481,705	3,956
合計	485,662	—	481,705	3,956

(注) 1 時価の算定方法

為替予約取引...先物為替相場によっております。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の退職金制度を有しております。平成4年12月より、この退職金制度の100%について適格退職年金制度を採用しております。また、一部の従業員を対象とした特別慰労金制度を採用しております。

2 退職給付債務及びその内訳

	(単位：千円)	
	第23期 (平成19年3月31日現在)	第24期 (平成20年3月31日現在)
(1) 退職給付債務	297,223	280,690
(2) 年金資産	22,744	104,118
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)	274,479	176,571
(4) 会計基準変更時差異の未処理額	76,723	67,133
(5) 未認識数理計算上の差異	89,328	5,852
(6) 貸借対照表計上額純額(3)+(4)+(5)	108,426	115,291
(7) 特別退職慰労引当金	380,432	676,844
(8) 退職給付引当金(6)+(7)	488,859	792,135

3 退職給付費用の内訳

	(単位：千円)	
	第23期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第24期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
退職給付費用		
(1) 勤務費用	73,581	108,222
(2) 利息費用	5,980	8,723
(3) 期待運用収益(減算)	485	1,117
(4) 会計基準変更時差異の費用処理額	9,590	9,590
(5) その他(退職給付債務の対象外の退職費用)	199,393	235,633
(6) 数理計算上の差異の費用処理額	20,398	9,721

4 退職給付債務の計算基礎

	第23期 (平成19年 3 月31日現在)	第24期 (平成20年 3 月31日現在)
(1) 割引率	2.20%	2.10%
(2) 期待運用収益率	1.70%	1.50%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	期間定額基準
(4) 会計基準変更時差異の処理年数	15年	15年
(5) 数理計算上の差異の処理年数	5 年	5 年

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第23期 (平成19年 3 月31日現在)	第24期 (平成20年 3 月31日現在)
繰延税金資産		
賞与引当金損金算入否認額	71,860千円	41,381千円
未払費用否認額	869,152千円	767,641千円
未払事業税	5,476千円	7,122千円
退職給付引当金損金算入否認額	198,965千円	306,701千円
繰越欠損金	1,030,922千円	533,102千円
その他	13,277千円	17,202千円
繰延税金資産小計	2,189,652千円	1,673,149千円
評価性引当金	2,189,652千円	1,448,485千円
繰延税金資産合計	—千円	224,664千円
繰延税金資産の純額	—千円	224,664千円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第23期 (平成19年3月31日現在)	第24期 (平成20年3月31日現在)
法定実効税率	40.7%	40.7%
(調整)		
交際費否認額	2.4%	13.7%
役員賞与否認額	10.4%	8.4%
評価性引当金	27.9%	92.3%
住民税均等割	0.5%	0.5%
その他	—	1.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.5%	27.5%

(関連当事者との取引)

第23期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職 業	議決権 等の 被所有 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	Deutsche Bank Aktiengesellschaft	ドイツ フランクフルト	1,317,210 千ユーロ	銀行業	(被所有) 間接 100%	なし	資金預入、 サービスの提供	*1 資金の預入 *2 マネージメント サービスの提供 *3 IT、管理部門サービス	— 167,387 47,745	預金 未払費用	321,375 243,492
親会社の子会社	DWS Finanz-Service GmbH	ドイツ フランクフルト	5,000 千ユーロ	投資顧問業	なし	なし	投資顧問契約サービスの提供	*6 委託調査	630,461	未払費用	265,051
親会社の子会社	Deutsche Investment Management Americas Inc. *7	米国 ニューヨーク	10 ドル	投資顧問業	なし	なし	投資顧問契約サービスの提供	*4 投資顧問収入 *5 その他営業収益 *3 IT、管理部門サービス *6 委託調査	42,867 80,658 56,516 108,260	未収投資顧問料 未収収益 未払費用	26,062 36,242 84,281
親会社の子会社	Deutsche Bank Trust Company Americas	米国 ニューヨーク	3,627,308 千ドル	銀行業	なし	なし	投資顧問契約サービスの提供	*4 投資顧問収入	109,165	未収投資顧問料	80,710
親会社の子会社	DB Investment Managers, Inc.	米国 ウィルミントン	650 ドル	投資顧問業	なし	なし	投資顧問契約サービスの提供	*4 投資顧問収入	44,212	未収投資顧問料	20,346
親会社の子会社	RREEF America L.L.C.	米国 ウィルミントン	10 千ドル	投資顧問業	なし	なし	投資顧問契約サービスの提供	*5 その他営業収益	184,537	未収収益	9,681
親会社の子会社	Deutsche Asset Management (Australia) Limited	オーストラリア シドニー	5 豪ドル	投資顧問業	なし	なし	投資顧問契約サービスの提供	*5 その他営業収益	65,758	未収収益	28,304
親会社の子会社	Deutsche Asset Management, Inc *7	米国 ウィルミントン	40 千ドル	投資顧問業	なし	なし	投資顧問契約サービスの提供	*4 投資顧問収入	72,604	—	—
親会社の子会社	Deutsche Asset Management (Hong Kong) Limited	中国香港特別行政区	238,600 千香港ドル	投資顧問業	なし	1名	投資顧問契約サービスの提供	*4 投資顧問収入	158,855	未収投資顧問料	159,772
親会社の子会社	Deutsche Asset Management (Asia) Limited	シンガポール	65,650 千SGドル	投資顧問業	なし	1名	投資顧問契約サービスの提供	*2 マネージメントサービス	450,231	未払費用	262,392
親会社の子会社	Deutsche Group Services Pty Limited	オーストラリア シドニー	110 豪ドル	サービス業	なし	なし	サービスの提供	*2 マネージメントサービス	174,430	未払費用	17,385
親会社の子会社	DWS Investment S.A.	ルクセンブルグ	30,667 千ユーロ	投資顧問業	なし	なし	投資顧問契約サービスの提供	*4 投資顧問収入	82,798	未収投資顧問料	21,287
親会社の子会社	DWS Investment GmbH	ドイツ フランクフルト	115,000 千ユーロ	投資顧問業	なし	なし	投資顧問契約サービスの提供	*2 マネージメントサービス	72,039	未払費用	87,757

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	Deutsche Asset Management International GmbH	ドイツ フランクフルト	8,000 千ユーロ	投資顧問業	なし	なし	投資顧問契約サービスの提供	*6 委託調査	71,443	未払費用	47,595
親会社の子会社	ドイツ銀不動産有限会社	東京都千代田区	46 百万円	サービス業	なし	なし	サービスの提供	*3 IT、管理部門サービス *6 不動産賃借料	39,097 276,028	—	—
親会社の子会社	ドイツ証券株式会社	東京都千代田区	55,603 百万円	証券業	なし	1名	サービスの提供	*3 IT、管理部門サービス *2 マネージメントサービス	623,195 15,949	未払費用	322,424
親会社の子会社	DTB有限会社	東京都千代田区	10 百万円	投資業	なし	なし	事業縮小に伴う一部従業員の受入	グループ再編受入金	180,268	—	—
親会社の子会社	Deutsche Asset Management (UK) Limited *8	英国 ロンドン	6,000 千ポンド	投資顧問業	なし	なし	投資顧問契約サービスの提供	*4 投資顧問収入	178,472	未収投資顧問料	153,373

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- * 1 当座預金口座を開設しております。
- * 2 当該会社とのサービス契約に基づき、マネージメント部門に関連した費用の計上を行っております。
- * 3 当該会社とのサービス契約ないし当局の承認に基づき、当社のIT環境、総務購買部門等の管理部門業務に関連し支出した費用の計上を行っております。
- * 4 当該会社との投資顧問契約に基づき、予め定められた料率で計算された投資顧問料を受取っております。
- * 5 当該会社とのサービス契約に基づき、予め定められた料率で計算された収益の計上を行っております。
- * 6 当該会社とのサービス契約に基づき、発生した費用の計上を行っております。
- * 7 Deutsche Asset Management, Inc は、2007年1月1日をもってDeutsche Investment Management Americas Inc.に吸収合併されております。
- * 8 Deutsche Asset Management(UK)Limitedは、2006年12月17日よりDB Absolute Returns Strategies Limitedより社名を変更しております。

第24期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	Deutsche Bank Aktiengesellschaft	ドイツ フランクフルト	1,357,824 千ユーロ	銀行業	(被所有) 間接 100%	なし	資金預入、サービスの提供	*1 資金の預入 *2 マネージメントサービス *3 IT、管理部門サービス	— 484,665 89,406	預金 未払費用	732,977 241,209
親会社の子会社	ドイツ証券株式会社	東京都千代田区	63,728 百万円	証券業	なし	1名	サービスの提供	*3 IT、管理部門サービス	601,601	未払費用	468,476
親会社の子会社	DWS Finanz-Service GmbH	ドイツ フランクフルト	5,000 千ユーロ	投資運用業	なし	なし	投資一任、助言契約サービスの提供	*6 委託調査	549,527	未払費用	145,615
親会社の子会社	RREEF Limited	英国 ロンドン	1,822 千ポンド	投資運用業	なし	なし	投資一任、助言契約サービスの提供	*5 その他営業収益	133,146	未収収益	84,329
親会社の子会社	Deutsche Bank Trust Company Americas	米国 ニューヨーク	3,627,308 千ドル	銀行業	なし	なし	投資一任、助言契約サービスの提供	*4 運用受託報酬 *4 投資助言報酬 *5 その他営業収益	31,891 94,020 59,798	未収収益	138,601
親会社の子会社	Deutsche Asset Management (UK) Limited	英国 ロンドン	21,000 千ポンド	投資運用業	なし	なし	投資一任、助言契約サービスの提供	*4 投資助言報酬 *4 運用受託報酬	81,784 26,495	未収収益	111,000

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- * 1 当座預金口座を開設しております。
- * 2 当該会社とのサービス契約に基づき、マネージメント部門に関連した費用の計上を行っております。
- * 3 当該会社とのサービス契約ないし当局の承認に基づき、当社のIT環境、総務購買部門等の管理部門業務に関連し支出した費用の計上を行っております。
- * 4 当該会社との契約に基づき、予め定められた料率で計算された運用受託報酬、投資助言報酬を受取っております。
- * 5 当該会社とのサービス契約に基づき、予め定められた料率で計算された収益の計上を行っております。
- * 6 当該会社とのサービス契約に基づき、発生した費用の計上を行っております。

(1 株当たり情報)

項目	第23期 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)	第24期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)
1 株当たり純資産額	18,017円20銭	40,001円51銭
1 株当たり当期純利益又は 当期純損失()	25,288円95銭	21,984円30銭

(注) 1 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在していないため、記述しておりません。

2 1 株当たり当期純利益又は当期純損失()の算定上の基礎は、以下の通りであります。

項目	第23期 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)	第24期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)
当期純利益又は当期純損失()(千円)	1,057,179	1,023,589
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株主に係る当期純利益又は 当期純損失()(千円)	1,057,179	1,023,589
期中平均株式数	41,804	46,560

[次へ](#)

1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日 内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

当中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の中間財務諸表について、あずさ監査法人により中間監査を受けております。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

		当中間会計期間末 (平成20年9月30日)
資産の部		
流動資産		
預金		2,309,203
前払費用		51,034
未収委託者報酬		3,040,186
未収運用受託報酬		219,659
未収投資助言報酬		313,576
未収収益		129,049
繰延税金資産		224,664
立替金		73,911
流動資産計		6,361,284
固定資産		
無形固定資産	1	11,212
投資その他の資産		297,869
固定資産計		309,082
資産合計		6,670,367
負債の部		
流動負債		
預り金	2	107,309
未払金		
未払収益分配金		3
未払償還金		1,508
未払手数料		1,557,386
その他未払金		42
未払費用		1,590,973
未払法人税等		18,992
賞与引当金		250,914
その他流動負債		35,851
流動負債計		3,562,982
固定負債		
退職給付引当金		870,670
長期未払費用		177,592
固定負債計		1,048,263
負債合計		4,611,245
純資産の部		
株主資本		
資本金		2,328,000
資本剰余金		
資本準備金		1,080,000
資本剰余金計		1,080,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		1,348,878
利益剰余金計		1,348,878
株主資本計		2,059,121
純資産合計		2,059,121
負債・純資産合計		6,670,367

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間	
(自 平成20年4月1日	
至 平成20年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	6,285,041
運用受託報酬	258,647
投資助言報酬	207,576
その他営業収益	193,788
営業収益計	6,945,053
営業費用	
支払手数料	3,015,794
その他営業費用	1,201,135
営業費用計	4,216,929
一般管理費	1 2,217,037
営業利益	511,086
営業外収益	2 1,231
営業外費用	3 1,198
経常利益	511,119
特別損失	4 311,726
税引前中間純利益	199,393
法人税、住民税及び事業税	2,742
法人税等合計	2,742
中間純利益	196,651

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
株主資本	
資本金	
前期末残高	2,328,000
当中間期末残高	2,328,000
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	1,080,000
当中間期末残高	1,080,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	1,545,529
当中間期変動額	
中間純利益	196,651
当中間期変動額合計	196,651
当中間期末残高	1,348,878
株主資本合計	
前期末残高	1,862,470
当中間期変動額	
中間純利益	196,651
当中間期変動額合計	196,651
当中間期末残高	2,059,121
純資産合計	
前期末残高	1,862,470
当中間期変動額	
中間純利益	196,651
当中間期変動額合計	196,651
当中間期末残高	2,059,121

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
3. 固定資産の減価償却の方法	無形固定資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
4. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。但し、当中間会計期間の計上額はありません。 (2) 賞与引当金 支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。なお、会計基準変更時差異(283,741千円)については15年による均等額を費用処理しておりますが、平成18年3月期のリストラの実施による従業員の大量退職に伴い、終了部分に対応する金額(83,930千円)を一時償却したため、未処理額を残存年数により均等に費用処理しております。数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を翌年から費用処理することとしております。 また、役員の退職時に支出が予測される役員退職慰労金支払に備えるため、内規に基づく中間会計期間末要支給額を退職給付引当金に含めて計上しております。
5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建の金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
6. その他中間財務諸表のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
(リース取引に関する会計基準等) 当中間会計期間から平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号)を適用しております。 なお、これに伴う当中間会計期間の損益への影響はありません。 また、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	
1 無形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。	
ソフトウェア	36,478千円
2 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺の上、流動負債の「預り金」に含めて表示しております。	

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
1 減価償却実施額	
無形固定資産	582千円
2 営業外収益の主要項目	
為替差益	1,231千円
3 営業外費用の主要項目	
雑損失	1,198千円
4 特別損失の主要項目	
投資有価証券減損処理額	252,150千円
過年度損益修正損	59,576千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	46,560	-	-	46,560

(リース取引関係)

当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)			
ファイナンス・リース取引			
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(通常の賃貸取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの)			
1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額			
	器具備品	建物附属設備	合計
取得価額相当額	465,409 千円	626,567 千円	1,091,977 千円
減価償却累計額相当額	313,601 千円	256,990 千円	570,591 千円
中間期末残高相当額	151,808 千円	369,577 千円	521,385 千円
2. 未経過リース料中間期末残高相当額			
1 年以内	104,045 千円		
1 年超	513,812 千円		
合計	617,857 千円		
3. 支払リース料、減価償却費相当額、支払利息相当額			
支払リース料	46,521 千円		
減価償却費相当額	36,085 千円		
支払利息相当額	3,353 千円		
4. 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法			
(1) 減価償却費相当額の算定方法			
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。			
(2) 利息相当額の算定方法			
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。			

(有価証券取引関係)

当中間会計期間末(平成20年9月30日)

区分	取得原価 (千円)	中間貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
その他有価証券			
その他	247,850	247,850	-
計	247,850	247,850	-

- (注) 1. 「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。
2. 当中間会計期間において減損処理を行い、252,150千円の減損処理額を計上しております。
- なお、減損処理にあたっては、中間会計期間末における時価が取得原価に比べ、50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間末(平成20年9月30日)

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

通貨関連

種類	契約額等（千円）	契約額等のうち 一年超 （千円）	時価（千円）	評価損益（千円）
為替予約取引				
売建	-	-	-	-
買建	731,441	-	696,210	35,230
合計	731,441	-	696,210	35,230

(注) 時価の算定方法

為替予約取引・・・先物為替相場によっております。

(1株当たり情報)

項目	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
1株当たり純資産額	44,225 円12銭
1株当たり中間純利益	4,223 円61銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在していないため記述しておりません。

2. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。

項目	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
中間純利益(千円)	196,651
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株主に係る中間純利益(千円)	196,651
期中平均株式数	46,560

(重要な後発事象)

当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
1. 投資有価証券の売却	当社は、平成20年9月29日、平成20年10月29日及び平成20年11月27日開催の取締役会の決議を経て、保有する投資有価証券を平成20年10月9日から平成20年12月11日にかけて全て売却いたしました。 (1) 売却の理由 シードマネーとしての目的を達成したことに伴う売却 (2) 売却の内容 銘柄：DWS ロシア株式ファンド 売却金額：128,435千円 売却損：119,414千円 (3) 売却の方法 通常の解約手続きによる
2. 従業員の削減について	当社は、事業を効率化し、市場環境の変化に適応するために、平成20年12月までに約15%の従業員の削減を進めてまいりました。従業員の自主退職に伴う特別退職金支給額は約130百万円を見込んでおり、平成21年3月期に特別損失として計上する予定です。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の利用の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)及び(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)及び(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟その他重要事項

本書提出日現在、委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】**1 【名称、資本金の額及び事業の内容】****受託会社**

名称 住友信託銀行株式会社
 資本金の額 287,537百万円（平成20年9月末日現在）
 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

< 参考 > 再信託受託会社の概要

名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
 資本金の額 51,000百万円（平成20年9月末日現在）
 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
 関係業務の概要 受託会社より委託を受け、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理等）を行います。

販売会社

名称	資本金の額	事業の内容
株式会社三井住友銀行	664,986百万円 (平成20年3月末日現在)	銀行法に基づき、日本において銀行業務を営んでいます。
株式会社SBI証券	47,920百万円 (平成20年3月末日現在)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
いちよし証券株式会社	14,577百万円 (平成20年3月末日現在)	
日興コーディアル証券株式会社	100,000百万円 (平成20年3月末日現在)	
楽天証券株式会社	7,445百万円 (平成20年9月末日現在)	
アイエヌジー生命保険株式会社	21,500百万円 (平成20年9月末日現在)	保険業法に基づき、生命保険業を営んでいます。

新規申込みの取扱いを行いません。

投資顧問会社

名称 ノーザン・トラスト・グローバル・インベストメンツ株式会社
 資本金の額 360百万円（平成20年8月末日現在）
 事業の内容 内外の有価証券等に係る投資顧問業務及びその業務に付帯関連する一切の業務を営むとともに、金融商品取引法に定める第一種金融取引業を営んでいます。

2 【関係業務の概要】**受託会社**

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理、基準価額の計算、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指図等を行います。

販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い等を行います。

投資顧問会社

委託会社から運用の指図に関する権限を委任され、当ファンドの運用指図等を行います。

3 【資本関係】

委託会社と他の関係法人との間に資本関係はありません。

第3 【参考情報】

下記の書類が関東財務局長に提出されています。

平成20年 7 月15日 有価証券報告書

平成20年 7 月15日 有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成20年12月3日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているドイチェ・日本株式ファンド（トピックス連動型）の平成20年4月16日から平成20年10月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ・日本株式ファンド（トピックス連動型）の平成20年10月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月24日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 林 秀 行

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月12日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社 員 公認会計士 林 秀 行
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第25期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

- 1 . 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成20年10月9日から平成20年12月11日にかけて全ての投資有価証券を売却し、119,414千円の売却損が発生している。
- 2 . 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成20年12月までに従業員の削減を進めており、平成21年3月期に特別退職支給金として約130百万円を特別損失として計上する予定である。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[前へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月10日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているドイチェ・日本株式ファンド（トピックス連動型）の平成19年10月16日から平成20年4月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ・日本株式ファンド（トピックス連動型）の平成20年4月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ） 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成19年6月28日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 林 秀 行
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。